# 国税・地方税のキャッシュレス納付
# 共同レポート

令和６年５月30日

国税庁・総務省・地方税共同機構・金融庁
日本銀行・全国銀行協会・全国地方銀行協会

# 【目次】


１.キャッシュレス納付を推進するに当たって 2
２.キャッシュレス納付のメリット 4
３.国税・地方税キャッシュレス納付手段の紹介 6
４.キャッシュレス納付の利便性向上に向けた取組 8
（1）ダイレクト納付の利便性向上策【自動ダイレクト】 9
（2）地方税統一ＱＲコード【ｅＬ-ＱＲ】 11
５.キャッシュレス納付の利用推進に向けた取組 12
（1）国税のキャッシュレス納付割合 13
（2）国税当局における取組 15
（3）地方税のキャッシュレス納付割合 38
（4）地方団体における取組 40
（5）金融機関における取組 46


※ＱＲコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

# １.キャッシュレス納付を推進するに当たって

# はじめに

国税当局では、納税者の利便性向上と現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のため、令和７年度までにキャッシュレス納付割合４割を目指して、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

地方税当局においても、個人を取り巻くＩＣＴ環境の変化等に対応するため、キャッシュレス納付手段の多様化や普及拡大を図るなど、各種施策に取り組んでいます。

現在、国税や地方税の納付は、金融機関や税務署、市町村等での窓口納付が大半を占めていますが、キャッシュレス納付の更なる推進のためには、納税者の皆様にキャッシュレス納付のメリットやその利用方法を知っていただくとともに、金融機関や税務署、市町村等が相互理解を深め、キャッシュレス納付推進活動をより活性化させる必要があります。

このため、関係機関の協力のもと、キャッシュレス納付に関する情報発信資料として、「国税・地方税のキャッシュレス納付共同レポート」を作成させていただきました。

皆様に、国税や地方税のキャッシュレス納付をより便利にご利用いただけるよう、引き続き各種施策に取り組んでまいります。

# ２.キャッシュレス納付のメリット

国税も！

地方税も！

# キャッシュレス納付の３つのメリット

- ✔ 自宅やオフィスから納付可能！
- ✔ PCやスマホで簡単手続！
- ✔ 現金の準備が不要！

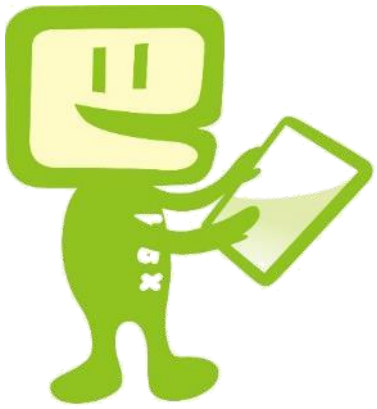

e-Tax（イータックス）

エルタックス eLTAX

# ３.国税・地方税キャッシュレス納付手段の紹介

# 国税・地方税キャッシュレス納付手段の紹介

国税・地方税のキャッシュレス納付手段として下の納付方法をご用意しています。
詳しくは、ＱＲコード等からそれぞれの納付方法をご確認ください。

国税はこちら　　地方税はこちら

| | | | |
|---|---|---|---|
| ***振替納税（口座振替）*** | 事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落しにより納付する方法です。 | | 各自治体のHPなどをご確認ください!!<br> |
| ***ダイレクト納付*** | e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。 | | |
| ***インターネットバンキング等*** | インターネットバンキング口座などから納付する方法です。 | | |
| ***クレジットカード納付*** | インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」や「地方税お支払サイト」等から納付する方法です。 | | |
| ***スマホアプリ納付*** | 【国　税】専用サイトから、利用するスマホ決済アプリを選択し、納付する方法です。<br>【地方税】スマホ決済アプリから、納付書のＱＲコード（eL-QR）等を読み取って納付する方法です。 | | |

# ４．キャッシュレス納付の利便性向上に向けた取組

# 国税の ダイレクト納付 が もっと 便利 に 使いやすく！

令和６年４月から

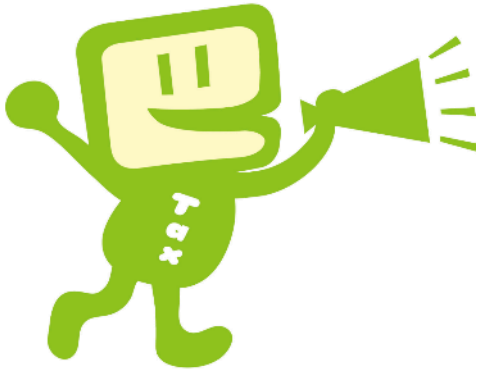

## 自動ダイレクト

利用開始！！

使い方は「Web-TAX-TV」を
要チェック！

Web-TAX-TV

## Q.「自動ダイレクト」とは何ですか？

自動ダイレクトとは、e-Taxで申告等データ（期限内申告に限ります。）を送信する際に、**「自動ダイレクト」の利用に関するチェックボックスにチェックを入れて送信**することで、各申告手続の**法定納期限に自動で口座引落し**ができる機能です。

なお、自動ダイレクトが法定納期限に利用された場合は、その翌取引日に口座引落しが行われ、その納付は期限内納付されたものとして取り扱われます(注)。

（注）法定納期限に自動ダイレクトが利用された場合の上限額は、「令和６年４月１日から令和８年３月31日まで」は1,000万円以下、「令和８年４月１日から令和10年３月31日まで」は3,000万円以下、「令和10年４月１日以降」は１億円以下です。

## 令和６年４月～

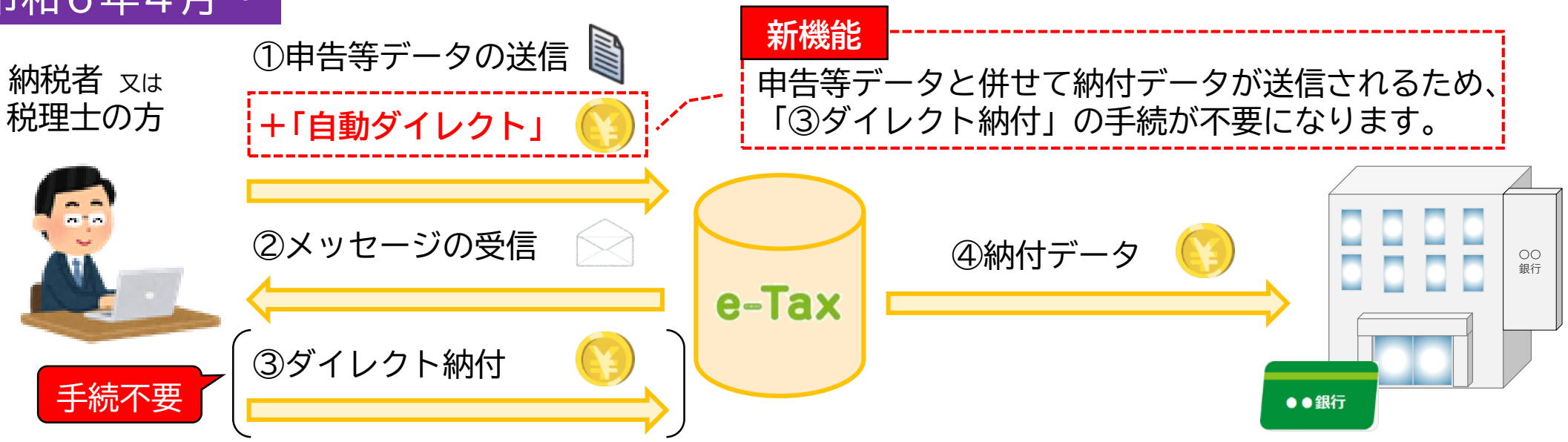


## ご注意！！

自動ダイレクトのご利用に当たっては、**事前にダイレクト納付の利用登録が必要**です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁HP

# （2）地方税統一ＱＲコード【ｅＬ-ＱＲ】

○　令和５年４月から、地方税の納付に「地方税統一QRコード（eL-QR）」を用いた仕組みを導入し、
①eLTAX操作による電子納付
②スマートフォン操作による電子納付
③金融機関窓口における納付受付後の事務処理
への活用を開始。

○　また、納付手段についても、従来の金融機関経由のダイレクト納付（口座引き落とし）やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。

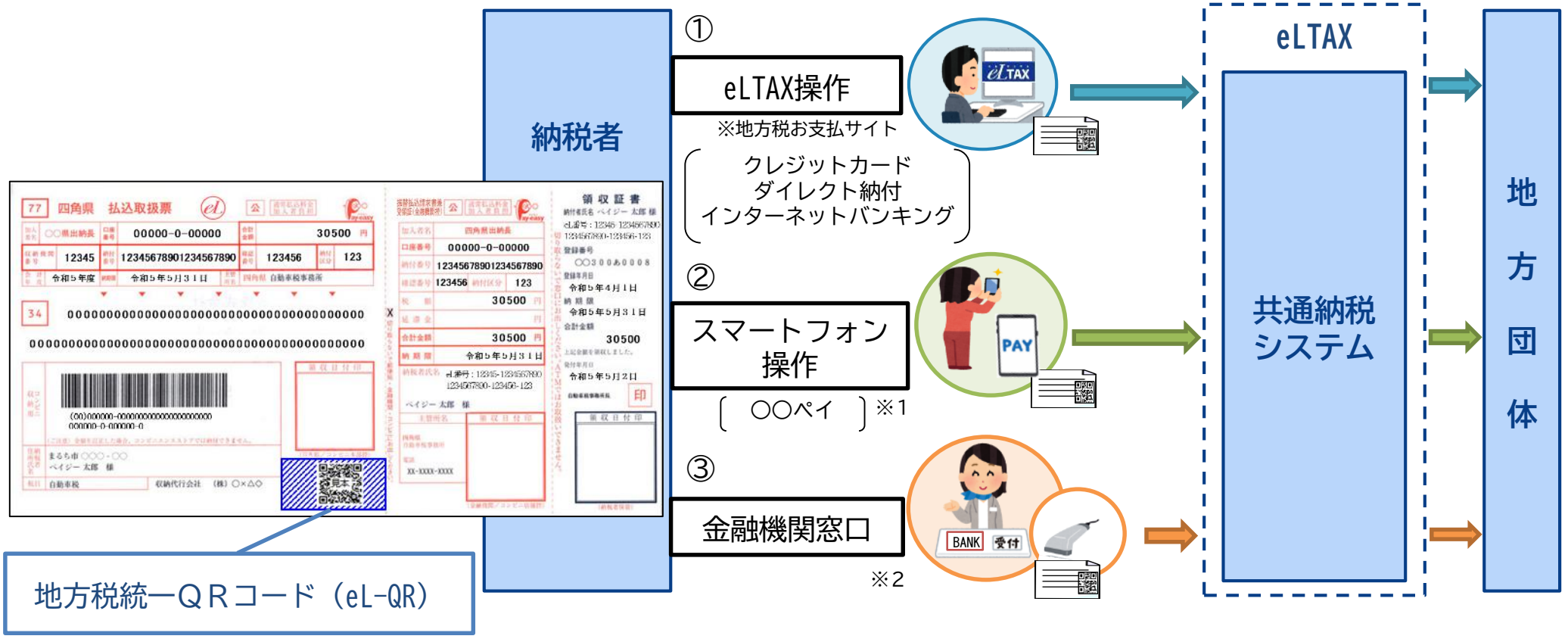


※１　利用可能なスマートフォン決済アプリ：R5.12月時点で、23のアプリが対応
※２　eL-QR対応可能金融機関：都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・労働金庫等373機関（R5.12月時点）
※３　eL-QR活用地方団体：1,779団体（47都道府県、1,732市区町村）（R6.1.1時点）

# ５．キャッシュレス納付の利用推進に向けた取組

# （1）国税のキャッシュレス納付割合①【手段・人格・税目別】

## 国税の納付件数（手段別内訳：令和４（2022）年度実績値）

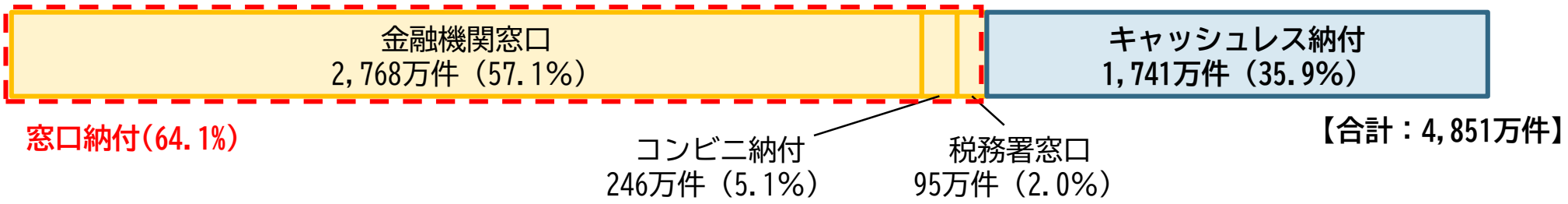


○件数ベースで全体の**64.1%が金融機関や税務署等での窓口納付**、キャッシュレス納付(※)は**35.9%**

（※） 「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、①ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、②振替納税、③インターネットバンキング等による電子納税、④クレジットカード納付、⑤スマホアプリ納付を指す。

## 窓口納付の人格別・税目別割合

○**非キャッシュレス納付件数は、「法人」の「源泉所得税」が大宗を占める**

【人格別】

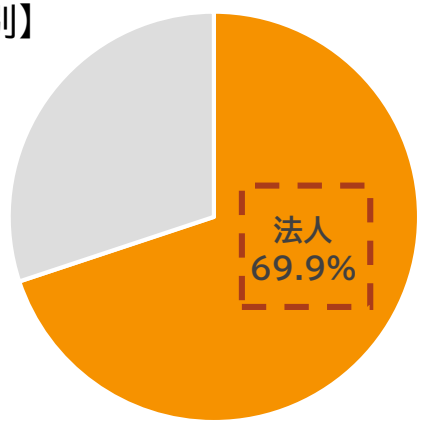


【税目別】

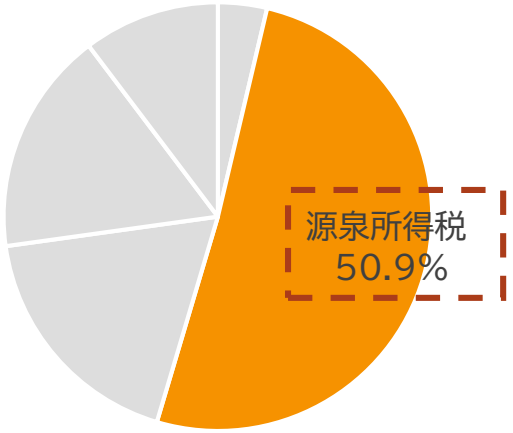

# （1）国税のキャッシュレス納付割合②【令和４年度、都道府県別】

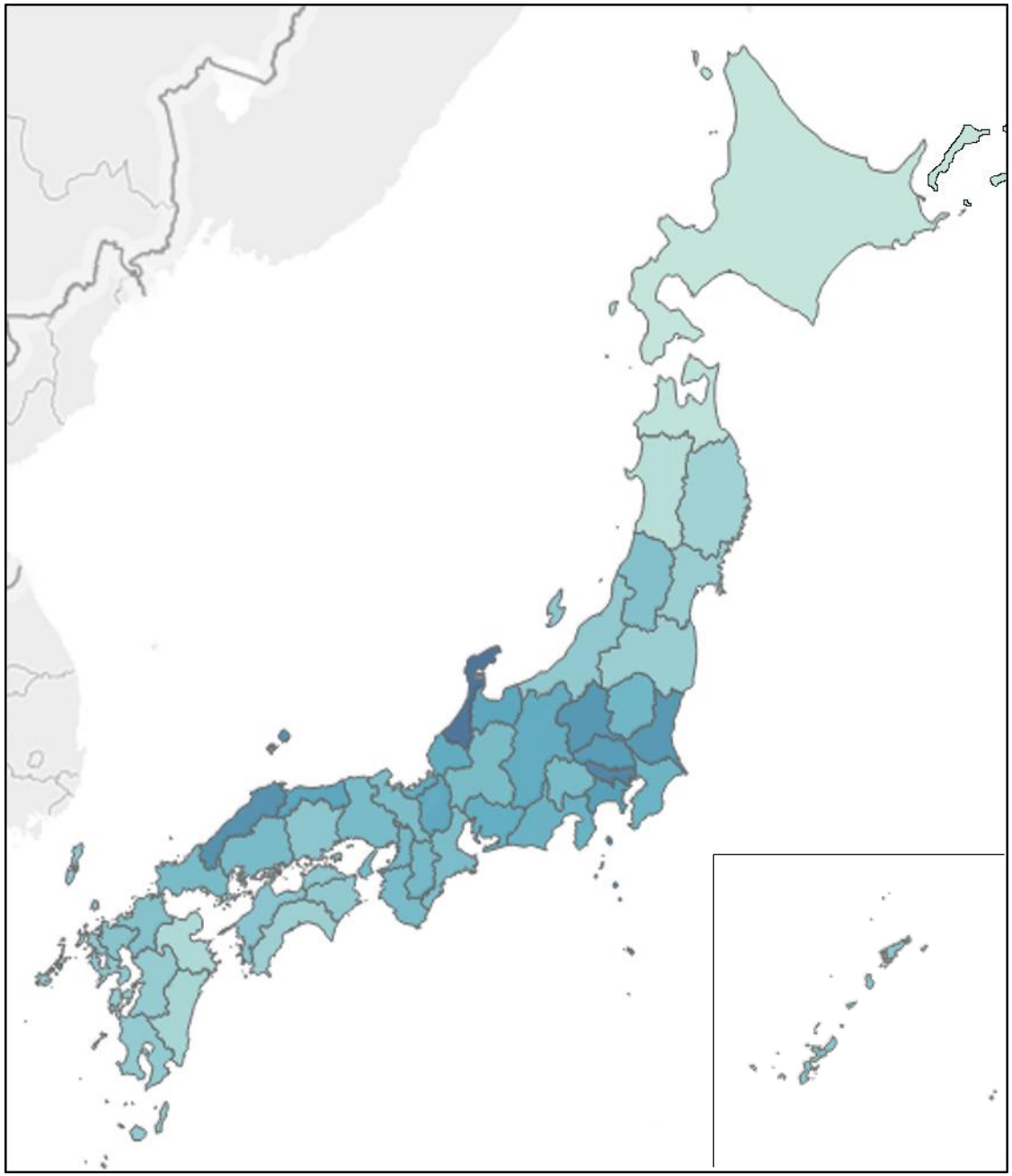

低　　高

| No. | 都道府県名 | 割合 | No. | 都道府県名 | 割合 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 北海道 | 19.3% | 25 | 滋賀県 | 29.1% |
| 2 | 青森県 | 19.9% | 26 | 京都府 | 26.1% |
| 3 | 岩手県 | 22.5% | 27 | 大阪府 | 26.8% |
| 4 | 宮城県 | 23.2% | 28 | 兵庫県 | 26.3% |
| 5 | 秋田県 | 20.5% | 29 | 奈良県 | 26.7% |
| 6 | 山形県 | 25.4% | 30 | 和歌山県 | 26.4% |
| 7 | 福島県 | 23.2% | 31 | 鳥取県 | 29.3% |
| 8 | 茨城県 | 31.5% | 32 | 島根県 | 32.6% |
| 9 | 栃木県 | 27.1% | 33 | 岡山県 | 24.6% |
| 10 | 群馬県 | 31.7% | 34 | 広島県 | 26.3% |
| 11 | 埼玉県 | 30.9% | 35 | 山口県 | 26.4% |
| 12 | 千葉県 | 27.5% | 36 | 徳島県 | 24.0% |
| 13 | 東京都 | 34.5% | 37 | 香川県 | 24.3% |
| 14 | 神奈川県 | 30.4% | 38 | 愛媛県 | 24.7% |
| 15 | 新潟県 | 24.1% | 39 | 高知県 | 23.0% |
| 16 | 富山県 | 29.4% | 40 | 福岡県 | 25.3% |
| 17 | 石川県 | 36.8% | 41 | 佐賀県 | 25.0% |
| 18 | 福井県 | 28.5% | 42 | 長崎県 | 24.1% |
| 19 | 山梨県 | 26.3% | 43 | 熊本県 | 23.7% |
| 20 | 長野県 | 28.6% | 44 | 大分県 | 21.3% |
| 21 | 岐阜県 | 26.4% | 45 | 宮崎県 | 21.9% |
| 22 | 静岡県 | 27.6% | 46 | 鹿児島県 | 23.9% |
| 23 | 愛知県 | 28.2% | 47 | 沖縄県 | 24.4% |
| 24 | 三重県 | 26.1% | 平均 | | 28.1% |

※都道府県別のキャッシュレス納付割合は、国税庁で把握する件数（他省庁取扱件数を除く）を基に算出。

# （2）国税当局における取組　～ 国税庁 編 ～

## キャッシュレス納付の情報発信

**概 要**

総務省や地方税共同機構と協働してキャッシュレス納付に関する利用勧奨リーフレットを作成（R5.10）

キャッシュレス納付の
利便性向上に向けた取組

キャッシュレス納付の
多様化に向けた取組

## 関係団体等と意見交換会を実施

**概 要**

キャッシュレス納付の課題や事業者ニーズなどを把握するために、関係団体等に赴いて意見交換を実施

令和５年11月16日
長野県下キャッシュレス
納付意見交換会の様子

- 長野県内の税理士会、金融機関、地方税当局などに対し、キャッシュレス納付の推進に向けた取組方針を説明するとともに、各団体の問題意識や要望など意見交換を行った。

令和５年12月22日
北國銀行との意見交換会
の様子

- 金融機関におけるキャッシュレス納付の推進に向けた取組を聴取するとともに、今後の取組や要望について意見交換を行った。

# in小樽 デジタル化共同推進宣言式　開催！

▲小林署長に宣言書を交付する佐藤会長。

▲ボールペンではなく、タッチペンでタブレットに署名。

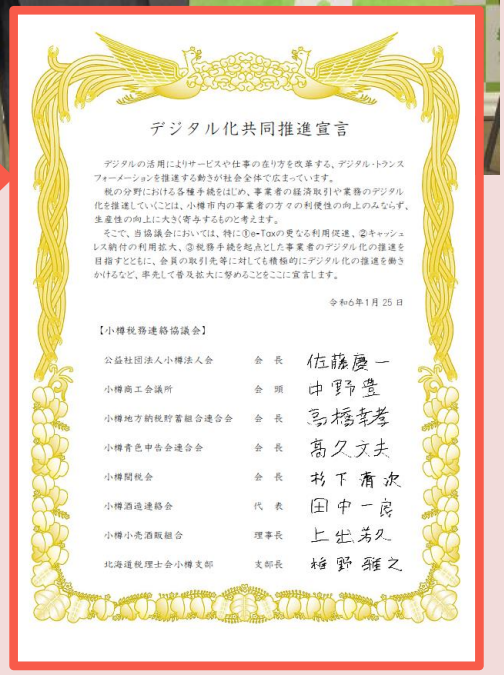

デジタル化共同推進宣言

デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を改革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広まっています。

税の分野における各種手続をはじめ、事業者の経済取引や業務のデジタル化を推進していくことは、小樽市内の事業者の方々の利便性の向上のみならず、生産性の向上に大きく寄与するものと考えます。

そこで、当協議会においては、特に①e-Taxの更なる利用促進、②キャッシュレス納付の利用拡大、③税務手続を起点とした事業者のデジタル化の推進を目指すとともに、会員の取引先等に対しても積極的にデジタル化の推進を働きかけるなど、率先して普及拡大に努めることをここに宣言します。

令和6年1月25日

【小樽税務連絡協議会】

| | | |
|---|---|---|
| 公益社団法人小樽法人会 | 会長 | 佐藤慶一 |
| 小樽商工会議所 | 会頭 | 中野豊 |
| 小樽地方納税貯蓄組合連合会 | 会長 | 高橋幸孝 |
| 小樽青色申告会連合会 | 会長 | 高久文夫 |
| 小樽間税会 | 会長 | 杉下清次 |
| 小樽酒造連絡会 | 代表 | 田中一良 |
| 小樽小売酒販組合 | 理事長 | 上出芳久 |
| 北海道税理士会小樽支部 | 支部長 | 柏野雅之 |

令和６年１月25日、警報級の暴風雪の中、 小樽署において小樽市内の経済団体など８団体からなる小樽税務連絡協議会(※)と連携し、北海道で初めて**「デジタル化共同推進宣言式」**を実施しました。

協議会の佐藤会長（小樽法人会会長）は、

**１　e-Taxの更なる利用促進**
**２　キャッシュレス納付の利用拡大**
**３　税務手続を起点とした事業者のデジタル化の推進**

を目指し、会員の取引先等に対しても積極的にデジタル化の推進を働きかけるなど、率先して普及拡大に努めることを宣言。会員全員がタブレットの宣言書にデジタル署名の上、小林署長に交付しました。

また、式典終了後には、税理士事務所の担当者等を対象にデジタル化に関する研修会を開催し、キャッシュレス納付について猛ＰＲ。

小樽経済界全体が協力・連携し、**「税務手続のデジタル化を推進して小樽経済界の発展につなげよう」**という決意を新たにしました。

（※）公益社団法人小樽法人会、小樽商工会議所、小樽地方納税貯蓄組合連合会、小樽青色申告会連合会、小樽間税会、小樽酒造連絡会、小樽小売酒販組合、北海道税理士会小樽支部の８団体

# （2）国税当局における取組　～ 小樽税務署 編 ～

## 「デジタル化共同推進宣言式」の開催について　【企画書】

### 目的・趣旨

近年、あらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に広まっている中、小樽税務署では、国税庁全体で取り組んでいる税務を起点とした社会全体のＤＸを促進していくため、小樽税務連絡協議会（関係８団体）と連携、協力し、北海道内初の施策として「デジタル化共同推進宣言式」を実施する。

本宣言をスタートラインとして、税務手続のデジタル施策等に関する研修会の実施等を通じて、小樽市内の事業者のデジタル化を促進し、将来的には、税務署にお越しにならなくてもあらゆる税務手続が可能な社会の実現を目指す。

### 概　要

日　時：令和６年１月25日（木）午前10時～12時（宣言式10時開始・研修会11時開始予定）
主　催：小樽税務連絡協議会（公益社団法人小樽法人会、小樽商工会議所、小樽地方納税貯蓄組合連合会、小樽青色申告会連合会、小樽間税会、小樽酒造連絡会、小樽小売酒販組合、北海道税理士会小樽支部）
運　営：小樽税務署　総務課（事務局）
内　容：①　主催団体による「デジタル化共同推進宣言」の実施
（小樽税務署会議室にて、主催団体により「宣言書」に電子署名し、小樽税務署長へ交付）
②　①の式典終了後、デジタル化に関する研修会（国税のキャッシュレス納付について）を開催

### 「税務を起点とした社会全体のＤＸの推進」のイメージ

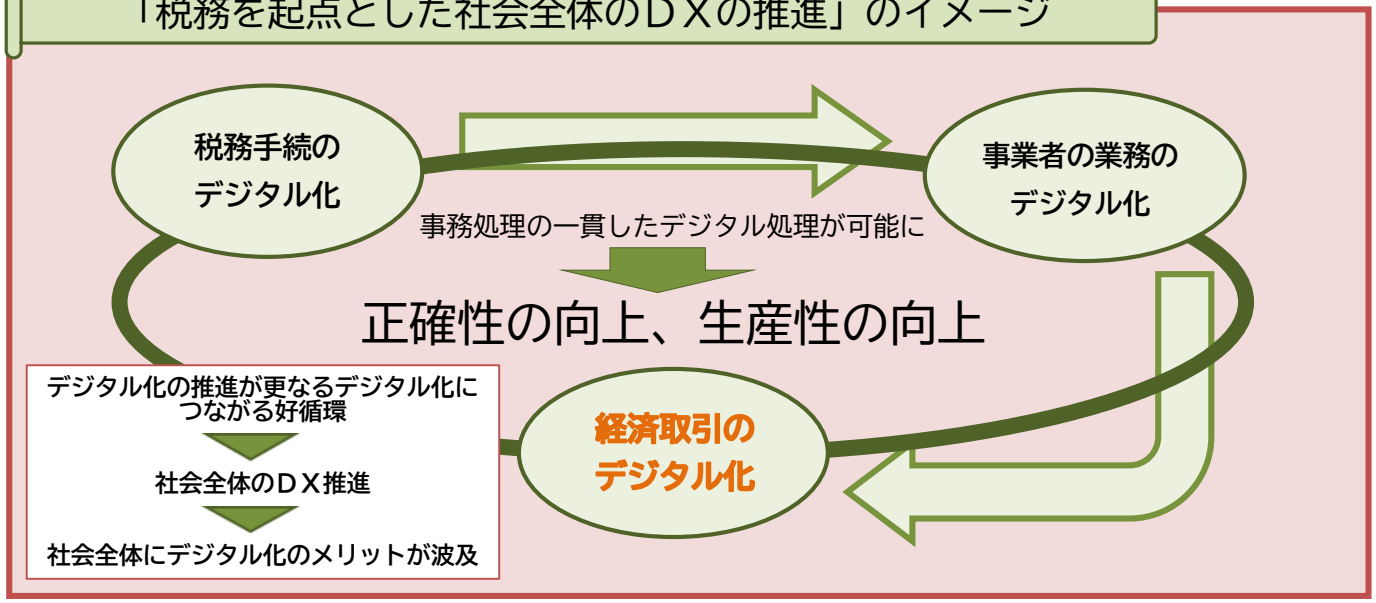

小樽税務署　総務課

# 東北地区地銀協加盟金融機関に対する取組

**参加金融機関**

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、
秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行

## ● 第１回オンラインによる情報交換会（令和5年10月４日）

東北地区地銀協加盟金融機関（10行）と、オンライン（zoom）による情報交換会を実施し、各行の取組状況の共有を行い、当局からは資料を用いて、キャッシュレス納付の現状共有及び利用勧奨依頼を行った。

【情報交換における議題】
- 各行におけるキャッシュレス納付推進に向けた取組状況
- キャッシュレス納付推進上、ネックとなっていること
- 仙台国税局への要望事項等

## ● 第２回オンラインによる情報交換会（令和６年１月19日）

第１回に引き続き、オンライン（zoom）により情報交換会を実施し、前回の情報交換会から動きのあった取組等について情報共有を行った。

【情報交換における議題】
- 国税局における取組状況等
- 顧客への効果・効率的な勧奨に向けて
- 今後の取組方針

【第１回】

【第２回】

# 青森県キャッシュレス納付推進への取組

キャッチフレーズ　～　踏み出そう　あおもり納税新時代　～

令和６年２月７日、青森県内の関係団体が一堂に会し、**東北初となる**「**青森県キャッシュレス納付推進宣言式**」を実施。

企業等の活性化や労働人口の減少に対応していくためにも、これまで以上に金融機関及び関係団体とキャッシュレス納付の利用を推進すべく共同宣言を行った。

（挨拶）青森県知事、青森銀行頭取、仙台国税局長
（宣言）青森県商工会議所連合会会長

## 参加機関

青森県、青森県内40市町村
仙台国税局、県内７税務署
県内７金融機関、日本銀行青森支店
県内10関係民間団体

## マスコミ報道

ＮＨＫ、民放３社及び新聞３社

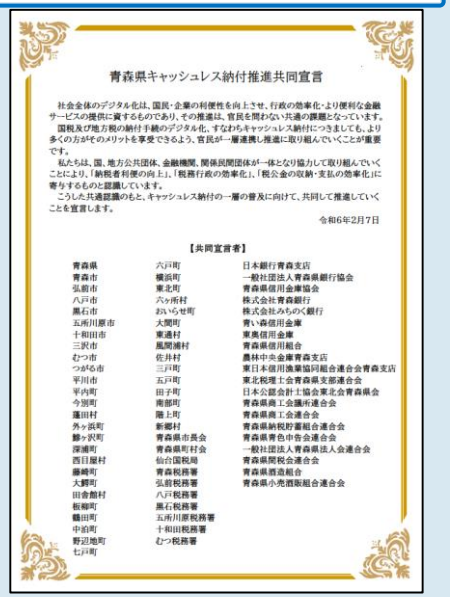

青森県キャッシュレス納付推進共同宣言

社会全体のデジタル化は、国民・企業の利便性を向上させ、行政の効率化・より便利な金融サービスの提供に資するものであり、その推進は、官民を問わない共通の課題となっています。
国税及び地方税の納付手続のデジタル化、すなわちキャッシュレス納付につきましても、より多くの方がそのメリットを享受できるよう、官民が一層連携し推進に取り組んでいくことが重要です。
私たちは、国、地方公共団体、金融機関、関係民間団体が一体となり協力して取り組んでいくことにより、「納税者利便の向上」、「税務行政の効率化」、「税公金の収納・支払の効率化」に寄与するものと認識しています。
こうした共通認識のもと、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同して推進していくことを宣言します。

令和6年2月7日

【共同宣言者】

| | | |
|---|---|---|
| 青森県 | 六戸町 | 日本銀行青森支店 |
| 青森市 | 横浜町 | 一般社団法人青森県銀行協会 |
| 弘前市 | 東北町 | 青森県信用金庫協会 |
| 八戸市 | 六ヶ所村 | 株式会社青森銀行 |
| 黒石市 | おいらせ町 | 株式会社みちのく銀行 |
| 五所川原市 | 大間町 | 青い森信用金庫 |
| 十和田市 | 東通村 | 東奥信用金庫 |
| 三沢市 | 風間浦村 | 青森県信用組合 |
| むつ市 | 佐井村 | 農林中央金庫青森支店 |
| つがる市 | 三戸町 | 東日本信用漁業協同組合連合会青森支店 |
| 平川市 | 五戸町 | 東北税理士会青森県支部連合会 |
| 平内町 | 田子町 | 日本公認会計士協会東北会青森県会 |
| 今別町 | 南部町 | 青森県商工会議所連合会 |
| 蓬田村 | 階上町 | 青森県商工会連合会 |
| 外ヶ浜町 | 新郷村 | 青森県納税貯蓄組合連合会 |
| 鰺ヶ沢町 | 青森県市長会 | 青森県青色申告会連合会 |
| 深浦町 | 青森県町村会 | 一般社団法人青森県法人会連合会 |
| 西目屋村 | 仙台国税局 | 青森県間税会連合会 |
| 藤崎町 | 青森税務署 | 青森県酒造組合 |
| 大鰐町 | 弘前税務署 | 青森県小売酒販組合連合会 |
| 田舎館村 | 八戸税務署 | |
| 板柳町 | 黒石税務署 | |
| 鶴田町 | 五所川原税務署 | |
| 中泊町 | 十和田税務署 | |
| 野辺地町 | むつ税務署 | |
| 七戸町 | | |

## これまでの取組

R5．6.29　第１回青森県ダイレクト納付推進会議

R5．6.30　金融機関窓口でのダイレクト納付推進キャンペーン

R5.11.10　第２回青森県キャッシュレス納付推進協議会
（第１回目から会議名称変更）

# （2）国税当局における取組　～　関東信越国税局　編　～

## 独自キャラクターを使用したデジタルサイネージ用のアニメ動画を配信

【クイズ動画（15秒）】

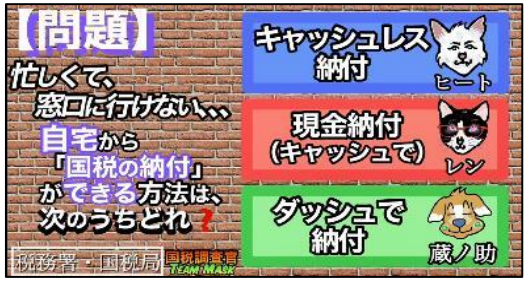

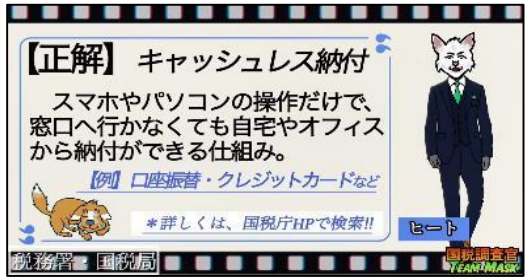


さいたま新都心駅前の大型ビジョンで放映するほか、X（旧Twitter）に投稿しアピール

動画はこちら！

X（旧Twitter）

## 相続税のe-Tax及びダイレクト納付の利用勧奨用リーフレットを配付

【表面】アピールポイント（漫画調）

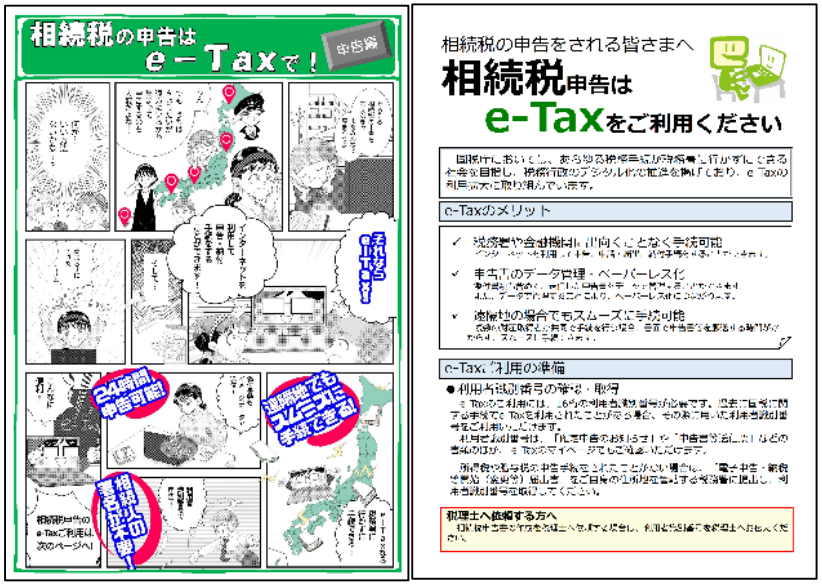


【裏面】具体的な利用方法

【構成】Ａ３両面二つ折り

# （2）国税当局における取組　～　浦和税務署　編　～

## キャッシュレス納付の紹介動画を制作

税務署窓口や埼玉りそな銀行の待合モニターで放映（約１分40秒）

【動画抜粋】

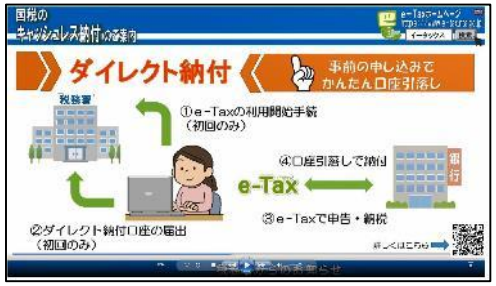

## キャッシュレス納付推進イベント

・埼玉県、埼玉りそな銀行と共同でキャッシュレス納付推進イベントを開催（令和５年５月17日開催）
・埼玉りそな銀行県庁支店のほか、９つの支店ロビーに特設コーナーを設置しキャッシュレス納付手続を説明
（令和５年５月17日～19日実施）

【リーフレット】

## 全国初！！ キャッシュレス納付推進大使！！

埼玉りそな銀行の協力により、りそなグループのコミュニケーションキャラクター「りそにゃ」を「キャッシュレス納付推進大使」に任命し、店頭にてキャッシュレス納付利用勧奨を実施

（令和４年12月22日実施）

※　金融機関のマスコットキャラクターがキャッシュレス納付推進大使に任命されるのは全国初

# （2）国税当局における取組　～ 東京国税局 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| 東京国税局管内キャッシュレス納付推進協議会を活用したキャッシュレス納付の推進 | ・東京国税局<br>・日本銀行業務局<br>・千葉県<br>・東京都<br>・神奈川県<br>・山梨県 | • 協議会設置<br>• キャッシュレス納付共同推進宣言（関係民間団体・金融機関等を含む全127団体参加）<br>• 国税・地方税共通リーフレット作成<br>• 法人会役員企業向け研修の実施<br>• 金融機関行員向け研修の実施<br>• 合同キャンペーンの実施 | 東京局管内キャッシュレス納付割合<br>令和元年度　21.8%<br>令和２年度　24.9%<br>令和３年度　28.3%<br>令和４年度　32.6% | R2.7<br>R3.5<br><br><br><br>R3.5～<br>R4.6～<br>R5.1～<br>R4.11～ |
| 利用勧奨方法の強化 | ・東京国税局<br>・管内税務署 | 従来の利用勧奨（制度周知）に加え、利用勧奨先が導入に当たって抱えている課題を把握し、その課題の対応策を提案<br>【主な課題】<br>法人税・消費税の納付部署と源泉所得税の納付部署が異なる場合の情報セキュリティ | 【対応策】<br>• メッセージボックスのフォルダ機能の活用<br>• 電子委任状取扱事業者が発行する電子証明書の紹介 | 通年 |

【共同推進宣言（令和３年５月実施）】

【共同キャンペーン チラシ】

# （2）国税当局における取組　～ 日本橋税務署 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| 地方税当局と連携した銀行行員向けキャッシュレス納付研修 | • 日本橋税務署<br>• 中央都税事務所 | 某金融機関の某支店からの要請を受け、「顧客に対する十分な説明を行うための知識の習得（国税・地方税）」を目的に研修（集合・webのハイブリッド）を開催したもの | • 約270名が受講<br>• 以後、東京国税局管内キャッシュレス納付推進協議会の施策としての開催や、当該金融機関の各支店から同様の研修会開催要請につながった<br>※ 研修用資料及び講師用コメントについては、日本橋税務署の取組を踏まえ、東京国税局と地方税共同機構及び日本銀行で共同作成したものを東京国税局管内税務署へ配付済 | R4.2<br>（当該金融機関の各支店からの開催要請は現在も継続中） |

# （2）国税当局における取組　～ 税 金沢国税局 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| キャッシュレス納付の取組状況や課題を金融機関等と共有。 | 管内６銀行<br>管内15信金<br>日銀金沢支店<br>北陸財務局<br>地方税共同機構 | 金融機関等とキャッシュレス納付に関する意見交換会を開催 | 金融機関から「金融機関の垣根を越えて協力体制を構築」、「国税収納業務に関するノウハウを他行に提供」等、積極的な意見が出され、今後、キャッシュレス納付推進に向けた金融機関間の情報交換等が期待される。<br>また、北國銀行が中心となり、３県で電子納税推進プロジェクトが始動された。<br>※　金融機関における取組でも、北國銀行の取組として掲載されている | Ｒ５．９．12（６銀行）<br>Ｒ５．９．21（15信金） |

【意見交換会の模様】

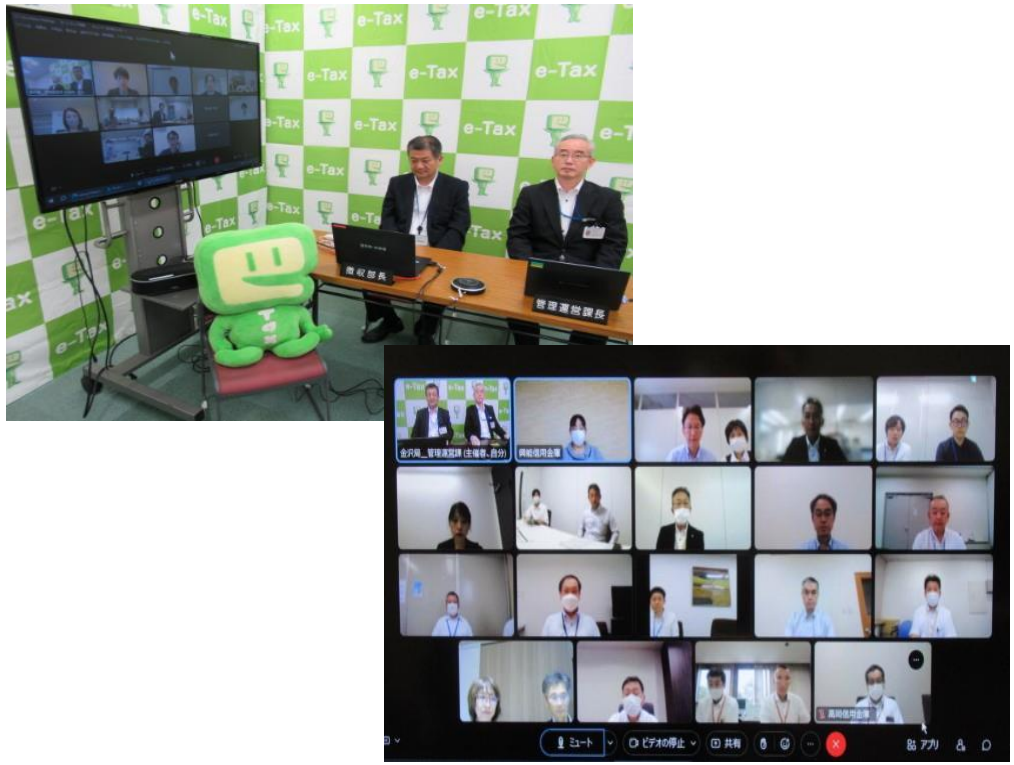

【金融機関の垣根を超えたノウハウの共有】

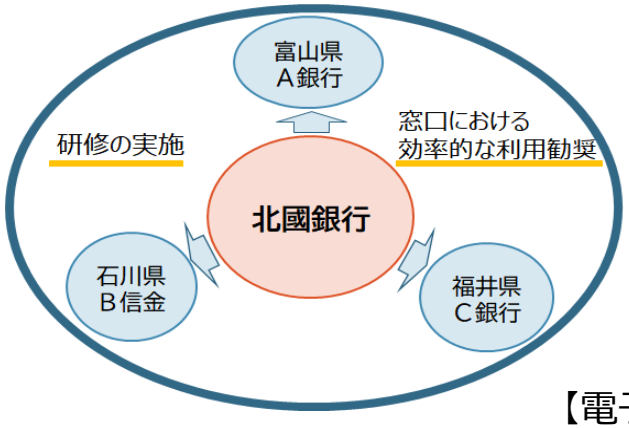


【電子納税推進プロジェクト】

| （仮称）いしかわ電子納税推進プロジェクト概要 | |
|---|---|
| 目的 | ・　電子納税という便利な手段を県内全体（法人、個人）に広く周知する<br>・　電子納税の普及を通じて、自治体、金融機関および地域全体のデジタル化を進め、生産性向上を実現する |
| 活動内容 | ・　金融機関、行政機関や関係団体が協働して取り組む<br>・　電子納税の普及および利用促進を目的として石川県内の官民が一体となり連携し、共通チラシの活用、セミナー等の開催を通じ、電子納税に関する情報提供や導入支援を行う。<br>（具体的な活動予定）<br>①　県内全ての税金受付窓口において、税公金等を納付する方への電子納税への切替を推進する。<br>②　納税者向け共同セミナー等の開催<br>③　プレスリリース、各団体の広報誌、広告媒体による情報発信 |

# （2）国税当局における取組　～ 松任税務署 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| 地方自治体の広報媒体を使用した周知広報施策 | 白山市役所<br>野々市市役所 | キャッシュレス納付のみならず、インボイス制度や年末調整等の各種施策について、市役所の広報媒体での周知を依頼 | 市役所の各種広報媒体（コミュニティバスSNS、HPバナー、庁舎内）でキャッシュレス納付を始めとする各種施策の周知を実現。 | Ｒ５．９～ |

コミュニティバス

SNS

Facebook

市役所HPバナー

# （2）国税当局における取組　～ 名古屋国税局 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| キャッシュレス納付推進協議会 | 愛知県・岐阜県・三重県・静岡県<br>日本銀行名古屋支店・静岡支店<br>名古屋税理士会・東海税理士会・東海法人会連合会・東海納税貯蓄組合連合会・東海財務局・愛知銀行・名古屋銀行・大垣共立銀行・十六銀行・百五銀行・静岡県税公金等電子納付推進研究会（事務局：静岡銀行） | • 各参加団体の取組における現状と課題について問題意識を共有<br>• 各参加団体との連携策を含めた今後の取組方針について意見交換<br>• 地方税共同機構と合同でe-Tax及びeLTAXの操作説明を実施 | • 国・地方税一体でのキャッシュレス納付推進に向けた機運を向上<br>• 国・地方税共通チラシを作成<br>• 県単位での連携した取組として、百五銀行を中心に三重県・県内全29市町及び県内に本店を置く金融機関との協働による三重県下一斉「キャッシュレス納付推進運動」を実施<br>※　百五銀行における取組としても紹介 | R3.6.17<br>R3.11.9<br>R4.5.30<br>R5.6.6<br>R5.11.28<br>R6.6(予定) |

Web会議システムを活用して開催した様子

【国・地方税共通チラシ】

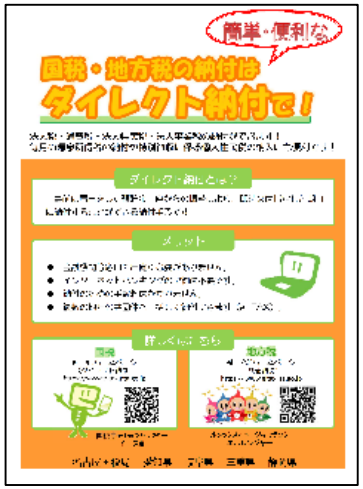


【三重県下一斉「キャッシュレス納付推進運動」関係チラシ】

# （2）国税当局における取組　～ 三島税務署 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| • 地方自治体のダイレクト納付の利用勧奨 | ・伊豆の国市<br>・三島市 | • ＤＸを意識した取組を進めている地方自治体に対し、職員の給与に係る源泉所得税の納付についてダイレクト納付の利用を勧奨 | • 人事課と会計課の垣根を越えてダイレクト納付に移行<br>• 成功事例が他の地方自治体に波及 | 伊豆の国市・・・R4.10利用開始<br>三島市・・・R6.4利用開始予定 |
| • 金融機関のダイレクト納付の利用勧奨 | ・三島信用金庫 | • 金融機関の各支店が納付する利子・配当に係る源泉所得税についてダイレクト納付の利用を勧奨 | • 専用ソフトを導入し、各支店（49支店）ごとに行っていた納付をダイレクト納付で一括処理<br>• 地方税の納付も併せてダイレクト納付に移行<br>【担当者の声】<br>① 営業店での納付書作成事務の負担が軽減<br>② 納付書作成時の記入ミス、納付遅延のリスクが解消<br>③ 事務の集中化により導入費用以上の効果を実感 | R3.8利用開始 |

地方自治体・金融機関自身のキャッシュレス化！

キャッシュレス納付推進に向けた連携策の実施へ

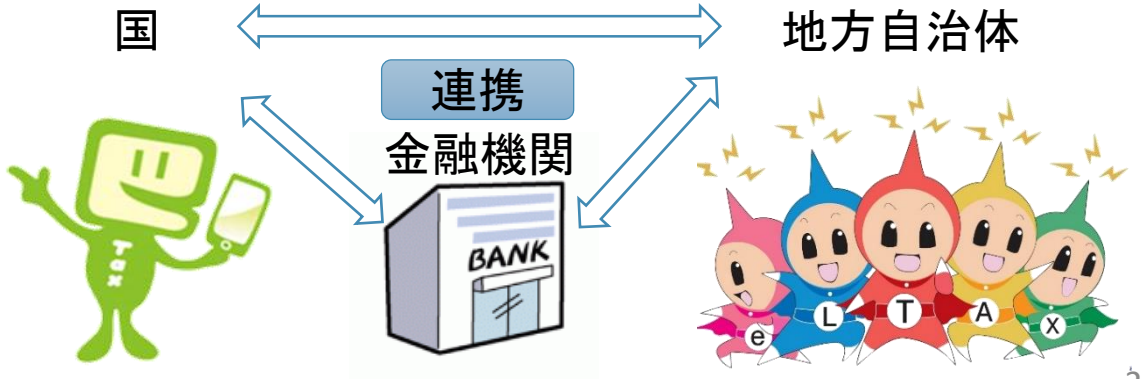

# （2）国税当局における取組　～　大阪国税局/東税務署　編　～

大阪国税局では、徴収高計算書をe-Taxで送信し、ダイレクト納付で納付する一連の操作方法について、<u>デモンストレーションを金融機関等と協働で実施！</u>

国税庁
e-Taxキャラクター
イータ君

## 「キャッシュレス納付推進」について グループ討議を実施（大阪国税局の取組）

**実施内容**

- <u>日本銀行大阪支店主催の意見交換会で、金融機関がベストプラクティスを発表</u>
- <u>ダイレクト納付操作体験会等の開催を依頼し、</u>金融機関９行28支店において、実施（Ｒ５.12.14現在）

### 説明会の案内チラシ

### ダイクレト納付操作マニュアル

## ダイレクト納付操作説明会の開催（東税務署の取組）

**実施内容**

りそな銀行等の店頭及び税務署窓口にて、ダイレクト納付を中心に、パンフレット及び操作マニュアルの説明に加え、<u>e-Tax（web版）の操作デモンストレーションを実施</u>

### 説明会の案内①

### 説明会の案内②

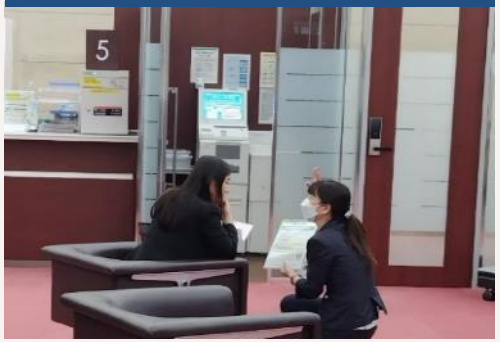

### 操作デモ実施の様子①

### 操作デモ実施の様子②

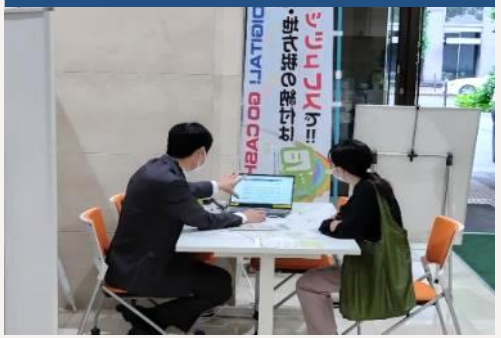

# （2）国税当局における取組　～　広島国税局/福山税務署　編　～

## みずほ銀行で キャッシュレス納付研修会開催

➢メガバンクにも、署から積極的に利用勧奨の協力依頼を実施。

➢ＤＸを推進したいみずほ銀行の熱き担当課長と目的が一致。

➢中国地方のみならず、四国、九州、沖縄エリアの支店も参加した大規模なＷＥＢ研修会が実現。　【Ｒ５．９．７】

垣根を越えて
4局で連携

福山税務署
/広島国税局

## Ⅲ　キャッシュレス納付推進連絡協議会

➢参加団体を地域ごとに４ブロックに分け、各団体の取組状況や課題等の共有及び意見交換を実施。参加団体から県内一斉キャンペーン実施等の提案も！

岡山ブロック　【Ｒ５.11.７】
山陰ブロック　【Ｒ５.11.８】
山口ブロック　【Ｒ５.12.６】
広島ブロック　【Ｒ５.12.７】

## Ⅱ　キャッシュレス納付推進連絡会

➢宣言賛同団体で連絡会を開催し、キャッシュレス納付利用拡大に向けた利用勧奨ツールのデータ提供や取組方針等の意識統一を図った。【Ｒ５．８.29】

## Ⅰ　キャッシュレス納付共同推進宣言

➢中国５県全体では初となる広島国税局、地方公共団体、金融機関、関係民間団体を含めた57団体でキャッシュレス納付利用拡大に向けた共同宣言を実施。【Ｒ５．６．５】

# （2）国税当局における取組　～ 高松国税局 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| 法人会との連携・協調 | 法人会 | 法人会の役員企業から会員企業全体に利用を拡大していくことを目指し、法人会の事業計画の重点事項等に「キャッシュレス納付の利用促進」を織り込んでもらうとともに、法人会と連携して利用拡大に向けた取組を実施 | 法人会から役員企業にアンケートを送付。回答を基に、法人会から署に個別指導を希望する者の情報提供（サポート体制）があり、署は個別事情に応じてきめ細かな勧奨を実施 | R５．２．15以降 |

【概要図】

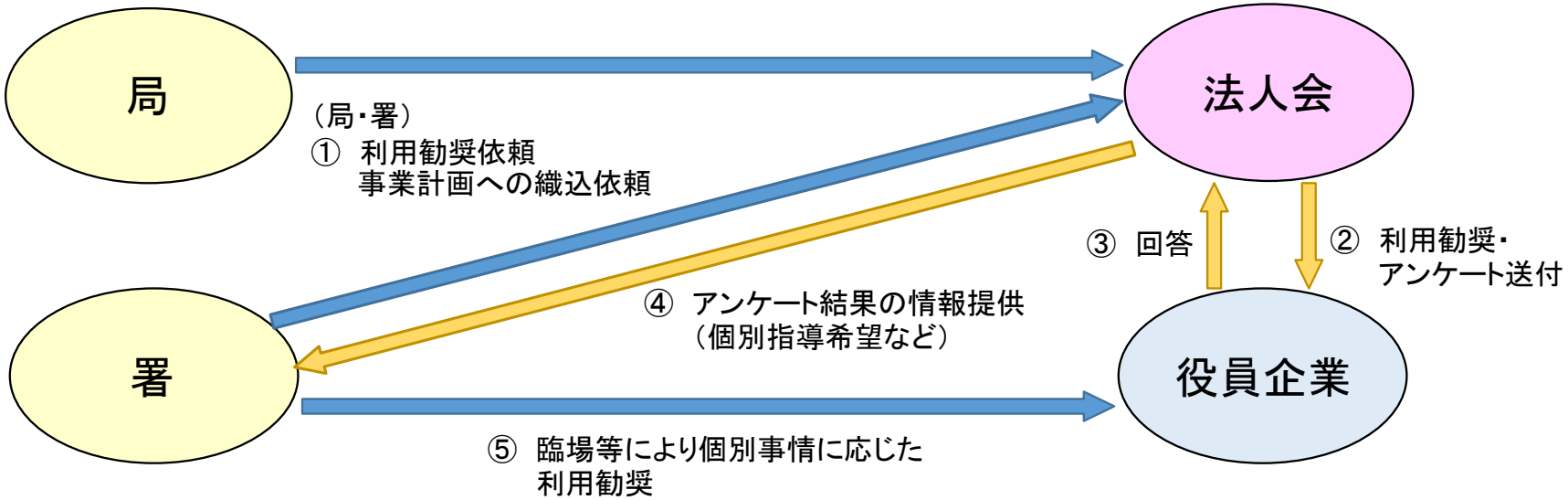

# キャッシュレス納付銀行窓口キャンペーン（徳島署）

キャッシュレス納付推進協議会の活動の一環により、源泉所得税の納付期限に銀行に来店する者を対象に店頭でチラシを配布する等のキャンペーンを実施（９月、10月、11月の3回）

## 日程等

◎ 日　　時：①05/9/11、②05/10/10、③05/11/10
　　各日9時～15時
◎ 主　　催：キャッシュレス納付推進協議会
◎ 実施場所：①阿波/本店営業部、②阿波/福島、③阿波/昭和町
◎ 参加団体：徳島税務署、阿波銀行、徳島法人会（②のみ）、
　　徳島市役所（③のみ）

## 概要等

➢ 銀行来店者の待ち時間に、キャッシュレス納付について、チラシ、PCを使用して説明
➢ 源泉送信後のログインからダイレクト納付をPCで説明
➢ 説明者は管理運営部門管理者・ベテラン・女性・若手で構成（気運の醸成、意識の共有）
➢ 広報広聴官を通じ各報道機関へ取材依頼

## 実績等

➢ チラシ交付：①68枚(来店者135名)、②70枚(来店者141名)、③132枚(来店者86名)
➢ 説明件数　：①20件、②11件、③80件
➢ 取材等　　：①NHK当日放送、徳島新聞翌日掲載

関係協力団体に対するこれまでの粘り強い署からの声掛け・信頼関係と局幹部による協力依頼により実現！

**納税者の声**
「従業員の所得税を納めるために毎月銀行に行くのは非効率的だと感じていた。社内で利用を検討したい。」
【徳島新聞掲載】

# 佐賀県・税公金キャッシュレス納付推進プロジェクト

佐賀県内における税公金の電子納付推進に連携・協力して取り組むことにより、地域経済の発展・行政のデジタル化の促進を目的として発足（活動期間：令和５年６月～令和７年３月）

## 参加団体

佐賀県/県内全20市町/県内全5税務署/佐賀県に本店を置く金融機関全14行/関係民間団体計11団体
（協力機関） 日本銀行福岡支店／福岡国税局／(一社)佐賀県銀行協会

↑キャッシュレス納付推進宣言式

## 主な取組

令和5年8月23日(水)　：キャッシュレス納付推進宣言式
令和5年10月11日(水)　：プロジェクト参加者向け研修会
令和5年11月22日(水)　：税理士事務所事務員向け研修会
令和5年12月4日(月)～13日(水)：佐賀県内納税者向けセミナー
（佐賀、鳥栖、唐津、伊万里、武雄）
令和5年12月　7日(木)　：間税会研修会における源泉徴収及び住民税特別徴収手続説明会

↑佐賀県内納税者向けセミナー(佐賀ブロック)

# 佐賀財務事務所及び佐賀銀行と連携し、e-Tax及びeLTAX研修会を開催

佐賀県・税公金キャッシュレス納付推進プロジェクトへの参加を契機に、佐賀財務事務所及び佐賀銀行と共同で、金融機関行員向けにキャッシュレス納付研修会(e-Tax・eLTAX)を実施

## 日程等

日　　時：(対　面)令和5年12月1日(金)　14時～16時
　　(WEB)令和5年12月20日(水)14時～16時
主　　催：佐賀税務署、佐賀財務事務所、佐賀銀行
実施場所：佐賀第二合同庁舎

## 概要

佐賀署が主体となり、佐賀財務事務所及び佐賀銀行と連携し、佐賀県内に本支店を置く金融機関へ声掛けを行い、佐賀金融機関の行員に対するキャッシュレス納付研修会(e-Tax・eLTAX)を開催
研修内容…①キャッシュレス納付推進宣言に至る流れ
　　②キャッシュレス納付の概要
　　③e-Tax及びeLTAXを利用した源泉所得税及び個人住民税特別徴収をダイレクト納付する方法
講　　師…佐賀署職員

## 参加金融機関（計20金融機関　91名）

| | |
|---|---|
| プロジェクト参加金融機関 | 佐賀銀行/佐賀共栄銀行/佐賀信用金庫/唐津信用金庫/伊万里信用金庫/九州ひぜん信用金庫/佐賀東信用組合/佐賀西信用組合/佐賀県医師信用組合/佐賀県信用農業協同組合連合会/佐賀市中央農業協同組合/唐津農業協同組合/伊万里市農業協同組合 |
| その他金融機関 | みずほ銀行/筑邦銀行/十八親和銀行/西日本シティ銀行/長崎銀行/ゆうちょ銀行/大川信用金庫 |

↑金融機関行員向けキャッシュレス納付研修会

# （2）国税当局における取組　～ 熊本国税局/鹿児島税務署 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| キャッシュレス納付推進宣言式<br>• 熊本県<br>• 鹿児島県 | 【共通】日本銀行、銀行協会、南九州税理士会、納税貯蓄組合連合会、青色申告連合会、法人会連合会、間税会連合会、小売酒販組合連合会、県、市及び各県内税務署<br>【熊本県】肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県酒造組合連合会、九州南部卸酒販組合熊本地区会、熊本県宅建業税務協議会連合会<br>【鹿児島県】鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県酒造組合 | キャッシュレス納付の推進のために、関係機関が協力し合い、相互連携を深め、認識を共有していくことに加え、幅広く納税者に周知した。<br>キャッシュレス納付の現状や利用促進への取組に係る認識の共有を図り、今後の取組方針を協議するために、宣言式の参加団体により「キャッシュレス納付推進連絡会」を立ち上げ、継続的に開催している。 | 多数のメディアで報道され、キャッシュレス納付を幅広く広報<br>【熊本県】<br>テレビ　４社<br>新聞　３紙<br>その他　４社<br>【鹿児島県】<br>テレビ　３社<br>新聞　３紙<br>その他　１社<br>関係機関と共同で、マニュアルやリーフレットの作成 | 【熊本県】<br>R４．９．６<br>【鹿児島県】<br>R５．11．22 |

共同作成リーフレット

# （2）国税当局における取組　～ 八代税務署 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| 管内金融機関<br>合同Web研修会 | 肥後銀行八代支店ほか４支店、熊本銀行八代支店ほか３支店、熊本第一信用金庫八代支店、<br>熊本中央信用金庫八代支店ほか３支店<br>計１４支店 | 限られた事務量の中で、効果的、効率的に勧奨を実施するために、管内の金融機関に対し、窓口担当者及び渉外担当者向けの合同Web研修会開催を働きかけたところ、「行員にとって有意義な研修になる」という声が多数あり、多くの賛同を得て実現することができた。 | 複数の金融機関とWebでつなぐことで、効率的に実施できたことに加え、キャッシュレス納付推進の機運が高まった研修会となった。<br>参加者からは、キャッシュレス納付の全体の流れがよく理解でき、今後の窓口における勧奨に自信が持てたと好評であった。 | R５.11.16 |
| 大口顧客研修会 | 管内の熊本銀行の各支店において募集した法人　１１社 | 熊本銀行八代支店の協力の下、銀行窓口での取扱いが多い大口顧客を集め、研修会を実施した。 | 熊本銀行と大口顧客との強いパイプラインを活用し、大口顧客に対して、一度にキャッシュレス納付の利用勧奨ができたことで、双方にとって、窓口事務の削減が期待できる。 | R５.12.５ |

管内金融機関合同Web研修会

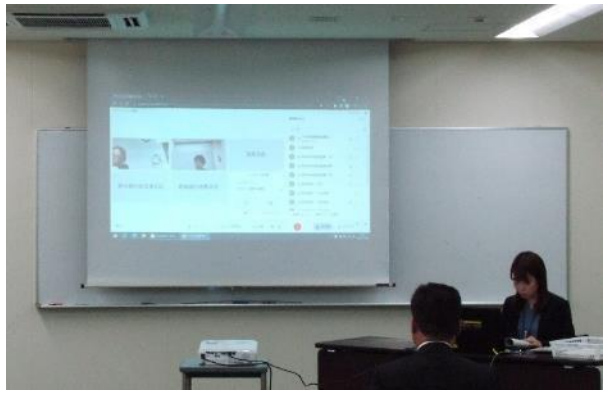

大口顧客研修会

# （2）国税当局における取組　～ 沖縄国税事務所 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| 「キャッシュレス納付」の推進 | 沖縄国税事務所<br>琉球銀行　本店 | ➢ キャッシュレス納付推進宣言<br><br>認識の共有・連携を深め、キャッシュレス納付のメリットを発信し、さらなる普及に向け、共同して推進していくことを目的とする。<br>また、納税者の利便性向上のほか、銀行や税務署の業務効率化などに繋げる。 | ➢ 各署・営業店窓口での積極的な利用勧奨の実施<br>➢ 渉外部門による積極的な利用勧奨及びパソコン等の操作補助の実施<br>➢ メディアで報道され、幅広く広報（テレビ１社、新聞２紙）<br><br>➢ 沖縄県内６金融機関の「税金等の口座振替キャンペーン」の実施 | R３．９．29<br><br>R4．5～<br>R5．4～<br>R6．4～（予定） |

【キャッシュレス納付推進宣言式】

【宣言書】

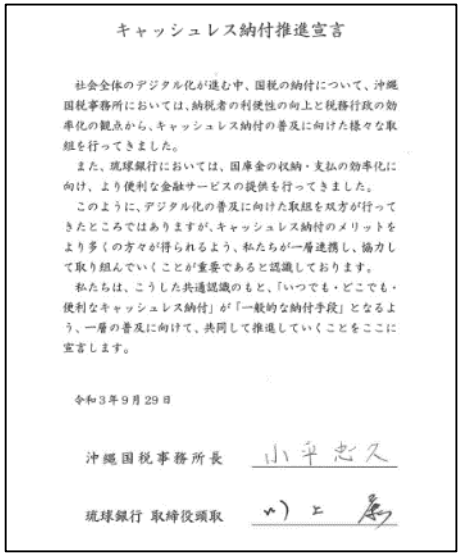

キャッシュレス納付推進宣言

社会全体のデジタル化が進む中、国税の納付について、沖縄国税事務所においては、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化の観点から、キャッシュレス納付の普及に向けた様々な取組を行ってきました。

また、琉球銀行においては、国庫金の収納・支払の効率化に向け、より便利な金融サービスの提供を行ってきました。

このように、デジタル化の普及に向けた取組を双方が行ってきたところではありますが、キャッシュレス納付のメリットをより多くの方々が得られるよう、私たちが一層連携し、協力して取り組んでいくことが重要であると認識しております。

私たちは、こうした共通認識のもと、「いつでも・どこでも・便利なキャッシュレス納付」が「一般的な納付手段」となるよう、一層の普及に向けて、共同して推進していくことをここに宣言します。

令和３年９月29日

沖縄国税事務所長　小平忠久

琉球銀行 取締役頭取

【税金等の口座振替キャンペーン】

# （2）国税当局における取組　～ 宮古島税務署 編 ～

| 取組テーマ | 参加団体 | 取組内容 | 取組の成果（実績） | 実施時期 |
|---|---|---|---|---|
| データ活用及び戦略的な広報（キャッシュレス納付利用促進） | ・琉球銀行宮古支店<br>・沖縄銀行宮古支店<br>・沖縄海邦銀行宮古支店<br>（以下「地銀３行」）<br>・税理士会支部<br>・地区税協<br>・法人会<br>・青色申告会<br>・商工会<br>・酒販組合等<br>・間税会<br>・新聞社、テレビ局 | **Ⅰ.データ活用による利用勧奨の推進**<br>➢ 納付手段・回数、関与税理士等を数値化（ターゲット層や利用メリット等）し、税理士や地銀３行に説明<br>**Ⅱ.マスコミ（新聞社、テレビ局）の効果的活用**<br>➢ 関係団体、地銀３行に対し、集合形式でダイレクト納付の操作方法を実演（紹介）し、簡単・便利等をＰＲする説明会を実施<br>➢ 地銀３行の店舗前でリーフレットの配付 | ➢ 関与先の利用割合が低調な税理士へ個別勧奨<br>➢ 地銀３行の窓口にリーフレット備付け（約500枚）<br>➢ 地銀３行の行員による積極的な利用勧奨の開始<br>➢ メディア報道により幅広く広報され、島全体の機運が上昇<br>テレビ１社、新聞２紙 | R5.9～<br><br>R5.10～<br><br><br><br>R5.10～ |

【各銀行の協力の下、店舗前でリーフレットの配付】

【ダイレクト納付ＰＲ説明会】

# （3）地方税のキャッシュレス納付割合①【税目別】

○　令和４年度の地方税のキャッシュレス納付比率は約３１％　（件数ベース）　※eL-QR導入前

○　口座振替が活用しやすい税目（固定資産税等）はキャッシュレス納付比率が高く、法人住民税・法人事業税や個人住民税（特別徴収）は低位

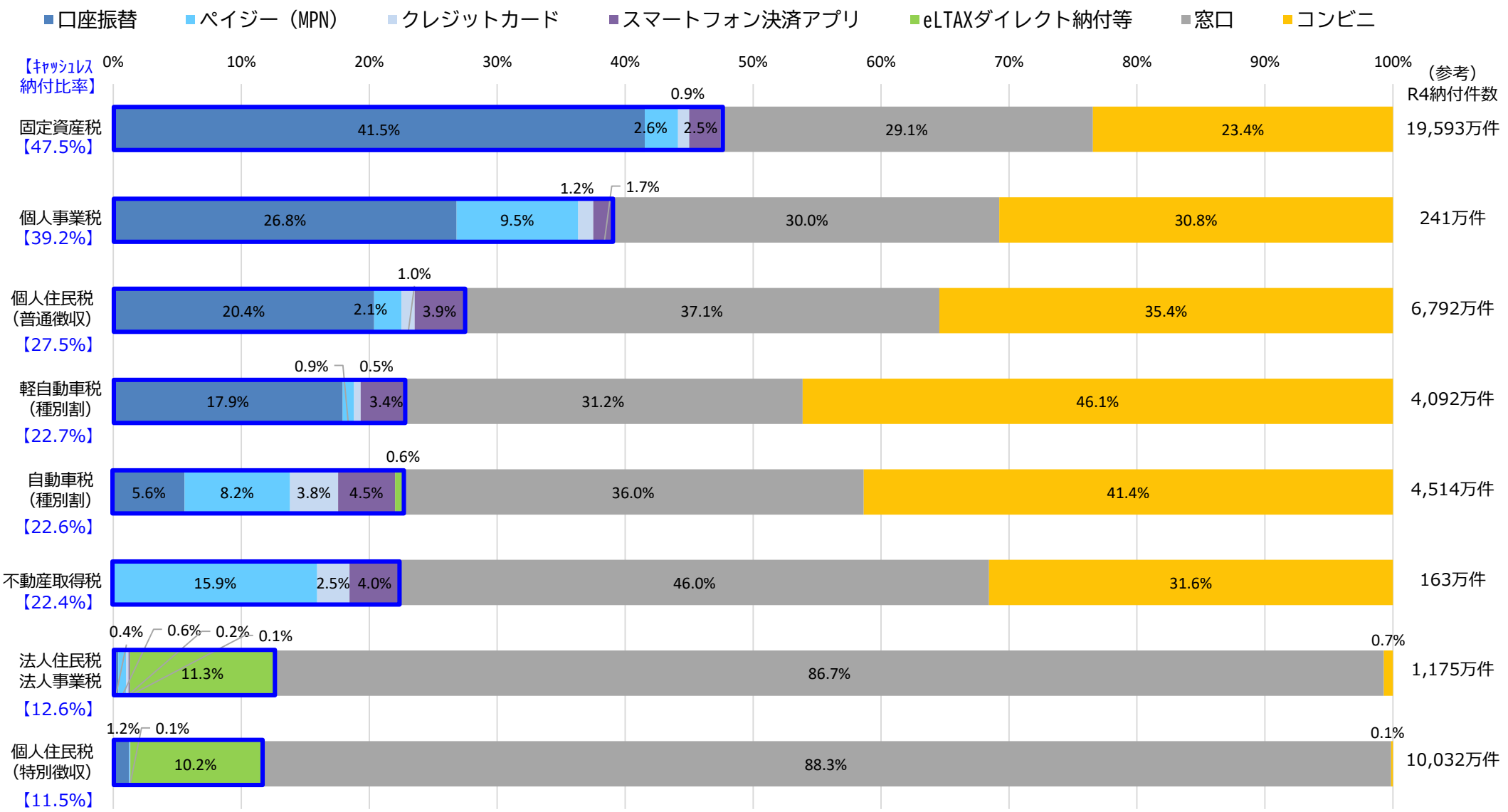


※　納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」より（eLTAXに係るものは地方税共同機構における集計による）

# （3）地方税のキャッシュレス納付割合②（令和４年度、地域別）

○　令和４年度の地方税におけるキャッシュレス納付比率は、道府県税が平均21.9%、市町村税が平均32.4%　※eL-QR導入前

＜キャッシュレス納付比率（納付件数ベース）＞

| | | 道府県税 | 市町村税 |
|---|---|---|---|
| 1 | 北海道 | 15.9% | 29.7% |
| 2 | 青森県 | 10.5% | 18.7% |
| 3 | 岩手県 | 10.8% | 27.2% |
| 4 | 宮城県 | 21.4% | 27.9% |
| 5 | 秋田県 | 11.9% | 28.9% |
| 6 | 山形県 | 17.0% | 41.0% |
| 7 | 福島県 | 8.9% | 28.2% |
| 8 | 茨城県 | 11.8% | 27.9% |
| 9 | 栃木県 | 34.6% | 31.0% |
| 10 | 群馬県 | 37.5% | 39.9% |
| 11 | 埼玉県 | 16.5% | 30.6% |
| 12 | 千葉県 | 27.4% | 31.8% |
| 13 | 東京都 | 38.3% | (注) 37.0% |
| 14 | 神奈川県 | 28.8% | 33.2% |
| 15 | 新潟県 | 13.0% | 44.0% |
| 16 | 富山県 | 22.4% | 51.0% |
| 17 | 石川県 | 22.7% | 38.8% |
| 18 | 福井県 | 16.5% | 33.2% |
| 19 | 山梨県 | 11.3% | 27.9% |
| 20 | 長野県 | 15.8% | 43.4% |
| 21 | 岐阜県 | 13.4% | 37.7% |
| 22 | 静岡県 | 30.9% | 41.6% |
| 23 | 愛知県 | 27.9% | 26.0% |
| 24 | 三重県 | 23.9% | 36.4% |
| 25 | 滋賀県 | 14.5% | 33.8% |
| 26 | 京都府 | 11.3% | 26.7% |
| 27 | 大阪府 | 16.2% | 24.1% |
| 28 | 兵庫県 | 32.6% | 32.6% |
| 29 | 奈良県 | 30.8% | 29.6% |
| 30 | 和歌山県 | 23.8% | 26.7% |
| 31 | 鳥取県 | 20.6% | 32.4% |
| 32 | 島根県 | 29.4% | 42.2% |
| 33 | 岡山県 | 17.5% | 31.2% |
| 34 | 広島県 | 17.9% | 31.5% |
| 35 | 山口県 | 14.6% | 35.3% |
| 36 | 徳島県 | 8.3% | 26.3% |
| 37 | 香川県 | 28.8% | 32.9% |
| 38 | 愛媛県 | 13.7% | 37.5% |
| 39 | 高知県 | 2.7% | 25.0% |
| 40 | 福岡県 | 13.6% | 33.8% |
| 41 | 佐賀県 | 20.2% | 33.9% |
| 42 | 長崎県 | 10.8% | 31.8% |
| 43 | 熊本県 | 10.0% | 36.0% |
| 44 | 大分県 | 15.4% | 31.2% |
| 45 | 宮崎県 | 15.2% | 34.5% |
| 46 | 鹿児島県 | 12.8% | 32.6% |
| 47 | 沖縄県 | 11.3% | 20.2% |
| | **平均** | **21.9%** | **32.4%** |

（注）東京都が徴収する特別区の固定資産税含む

（出典）総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」

# （4）地方団体における取組　～ 神奈川県 編 ～

○　神奈川県内の地方公共団体や金融機関、経済団体など159団体が協力して電子納税を推進する「かながわ電子納税推進プロジェクト」に取り組んでいる（横浜銀行が中心）。

○　官民連携により、経済団体等が開催する定例セミナーの機会を活用し、電子納税を呼びかけ。

○　令和６年４月から、県内の法人県民税・法人事業税等について、電子申告啓発用チラシを申告書に同封するとともに、すでに電子申告を利用している法人には、キャッシュレス納付に特化したチラシ（**eLTAXダイレクト納付で、ご自身で口座引落しの振替日を指定できる　等**）を納付書に同封。

※金融機関における取組の横浜銀行の取組としても掲載

＜電子申告啓発用チラシ＞

＜キャッシュレス納付啓発用チラシ＞

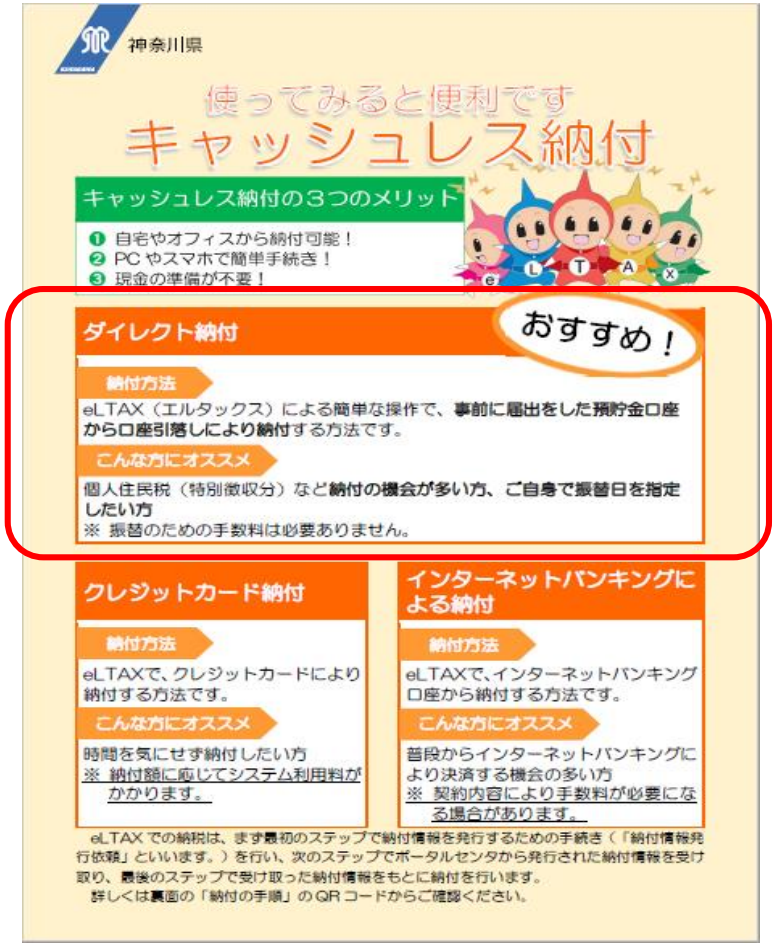

# （4）地方団体における取組　～ 静岡県 編 ～

○　静岡銀行の声掛けでR４年度に「静岡県税公金等電子納付推進研究会」を発足。静岡県、県内各市町、21金融機関が参加。

○　口座振替登録時の押印を廃止（押印不要の様式作成）し、来訪者が印鑑を持っていなくても申し込みができるようにした。また、銀行アプリで口座振替の申請を可能とした。

＜印鑑レスでの預金口座振替依頼書＞

※静岡銀行の静岡県税の例

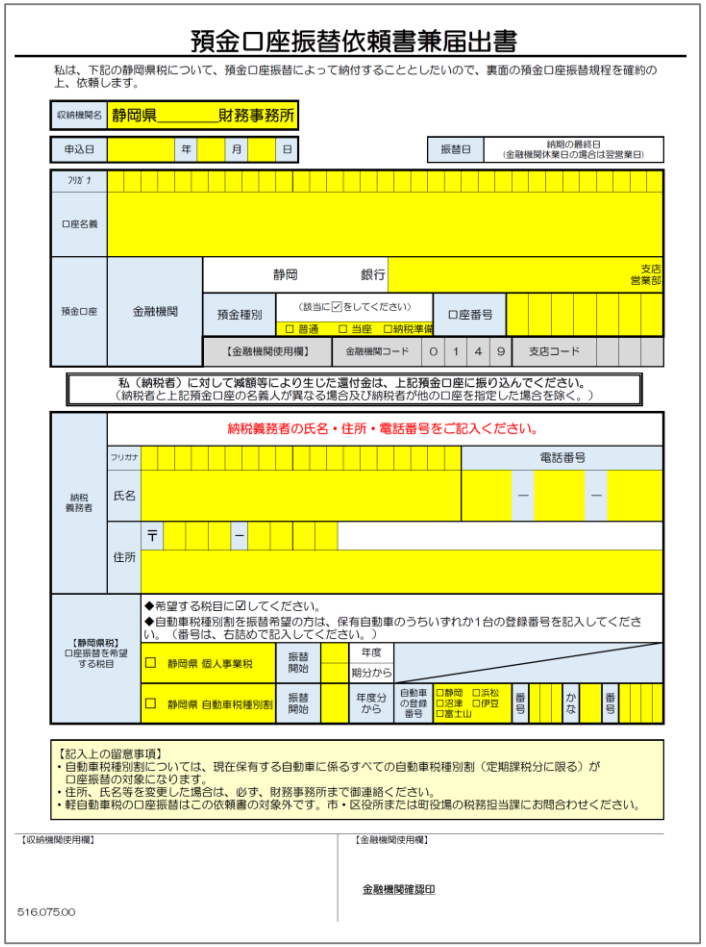

預金口座振替依頼書兼届出書

私は、下記の静岡県税について、預金口座振替によって納付することとしたいので、裏面の預金口座振替規程を確約の上、依頼します。

収納機関名　静岡県＿＿＿＿財務事務所

申込日　　年　月　日　　振替日　納期の開始日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

フリガナ
口座名義
預金口座　金融機関　静岡　銀行　支店 営業部
預金種別　（該当に☑をしてください）　□普通　□当座　□納税準備　口座番号
【金融機関使用欄】　金融機関コード　0 1 4 9　支店コード

私（納税者）に対して減額等により生じた還付金は、上記預金口座に振り込んでください。
（納税者と上記預金口座の名義人が異なる場合及び納税者が他の口座を指定した場合を除く。）

納税義務者の氏名・住所・電話番号をご記入ください。

納税義務者　フリガナ　電話番号　氏名　住所　〒　－

【静岡県税】口座振替を希望する税目

◆希望する税目に☑してください。
◆自動車税種別割を振替希望の方は、保有自動車のうちいずれか1台の登録番号を記入してください。（番号は、右詰めで記入してください。）

□ 静岡県 個人事業税　振替開始　年度　期分から
□ 静岡県 自動車税種別割　振替開始　年度分から　自動車の登録番号　□静岡 □浜松 □沼津 □伊豆 □富士山　番号　かな　番号

【記入上の留意事項】
・自動車税種別割については、現在保有する自動車に係るすべての自動車税種別割（定期課税分に限る）が口座振替の対象になります。
・住所、氏名等を変更した場合は、必ず、財務事務所まで御連絡ください。
・軽自動車税の口座振替はこの依頼書の対象外です。市・区役所または町役場の税務担当課にお問合わせください。

【収納機関使用欄】　【金融機関使用欄】　金融機関確認印

516.075.00

＜金融機関や県税事務所の窓口で配布、地方団体によっては納税通知書送付時に同封＞

# （4）地方団体における取組　～ 香川県・ 島根県 編 ～

○　自動車税（種別割）の大口納税者のうち、口座振替未実施である県内事業者あてに、翌年度からの口座振替を依頼する文書を送付。

○　知事が実際にeL-QRを利用したスマホ決済アプリによる自動車税の納付を行い、報道各社に公開。

○　令和５年３月にキャッシュレス納付啓発用チラシを全戸配布。

＜知事のスマホ決済アプリによる自動車税納付場面（香川県）＞

○　前年度に自動車税の納税対象が概ね50台以上ある納税者を対象に、口座振替による予納の特例制度（大口予納特例制度）を実施。

○　地方税共同機構のeL-QR利用勧奨チラシを各税目用に加工して、納税通知書に同封。

＜eL-QR利用勧奨チラシ（自動車税種別割用）（島根県）＞

令和５年度 自動車税種別割の納付方法一覧

●領収証書の必要な方、納付後１週間以内に車検を受ける方

| 納付方法 | 納付場所 |
|---|---|
| 現金 | ●コンビニエンスストア、MMK 設置店（納付書裏面に記載）<br>●金融機関窓口　○県の指定金融機関等（納付書裏面に記載）<br>○eLTAX 共通納税の QR コード対応金融機関<br>（eLTAX 共通納税のホームページをご確認ください。）<br>●県民センター、事務所（同封の別チラシ「自動車税種別割についてのお知らせ」参照） |

※上記の窓口では「スマホ決済アプリ」「クレジットカード」による納付には対応していません。
※納付後１週間以内に車検を受ける場合は、納税通知書右下に付属する納税証明書を提示してください。

●上記以外の方は、以下の方法での納付が便利です。

| 使用するもの | 納付方法 | |
|---|---|---|
| スマホ決済アプリ<br>スマートフォン | ①アプリを開く<br>②QR コード（納付書に印刷）を読み取る<br>③支払手続を行う<br>※支払手続はアプリごとに異なります。<br>注）アプリの種類、利用上限額、支払手続き等の詳細については※１のサイトをご確認ください。 | アプリによっては 手数料必要 |
| クレジットカード<br>パソコンまたはスマートフォン | ①eLTAX 共通納税「地方税お支払サイト」※１にアクセス<br>②下記のいずれかの方法により納付書の情報を入力<br>・納付番号等（納付書に記載）を入力<br>・パソコンまたはスマホのカメラで QR コード（納付書に印刷）を読み取る<br>③お支払い方法でクレジットカードを選択<br>④表示された web サイトで支払い手続を行う<br>注）使用できるカードブランド等は※１のサイトを確認ください。 | 手数料必要 |
| インターネットバンキング<br>パソコンまたはスマートフォン | ①利用登録を行っている金融機関のサイトのインターネットバンキングにログイン<br>②該当のメニューを選択し、納付番号等（納付書に記載）を入力して支払い手続を行う<br>注）事前に県の指定金融機関等（島根益田信用組合を除く）での利用登録（契約）が必要です。 | 手数料不要 |
| | ①eLTAX 共通納税「地方税お支払サイト」※１にアクセス<br>②下記のいずれかの方法により納付書の情報を入力<br>・納付番号等（納付書に記載）を入力<br>・パソコンまたはスマホのカメラで QR コード（納付書に印刷）を読み取る<br>③お支払い方法でインターネットバンキングを選択<br>④金融機関のリンクをクリックし、表示された金融機関の web サイトで支払い手続を行う<br>注）事前に金融機関での利用登録（契約）が必要です。 | 手数料不要 |
| 金融機関 ATM<br>Pay-easy 対応 ATM | Pay-easy 対応 ATM（納付書裏面に記載）で納付番号等（納付書に記載）を入力して納付 | 手数料不要 |

※１　eLTAX 地方税共通納税システム「地方税お支払サイト」URL：https://www.payment.eltax.lta.go.jp/

各納付方法の詳細については、納付書裏面又は島根県税のホームページをご覧ください。
URL：https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei/

# （4）地方団体における取組　～ 沖縄県 編 ～

○　沖縄県内の６金融機関の声掛けで、令和４年５月に県内６金融機関合同「税金等の口座振替キャンペーン」を実施。以来、毎年実施中。

○　金融機関や県税事務所の窓口でキャンペーンチラシを配布。

○　各市町村は納税通知書送付時に、同チラシを送付。

# （4）地方団体における取組　～ 各都道府県・市区町村 編① ～

○ 納税通知書送付時に同封チラシ等において、キャッシュレス納付をPR

例）・ 法人・個人／税目で異なるチラシを用意するなど利用勧奨先に応じた周知を実施
- 対個人には“ご自宅から”“仕事の合間に”“お出かけ先でも”納付できることや複数のキャッシュレス納付方法があることを記載
- 対法人には、eLTAX・地方税お支払サイトの操作方法などを記載
- 納税通知書送付時の「封筒そのもの」を活用　　など

＜山梨県下一斉「納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト」＞

※金融機関における取組の山梨中央銀行の取組としても掲載

【個人向け】

【法人向け】

＜奈良県＞

# （4）地方団体における取組　～ 各都道府県・市区町村 編② ～

＜納税通知書封筒（佐世保市）＞

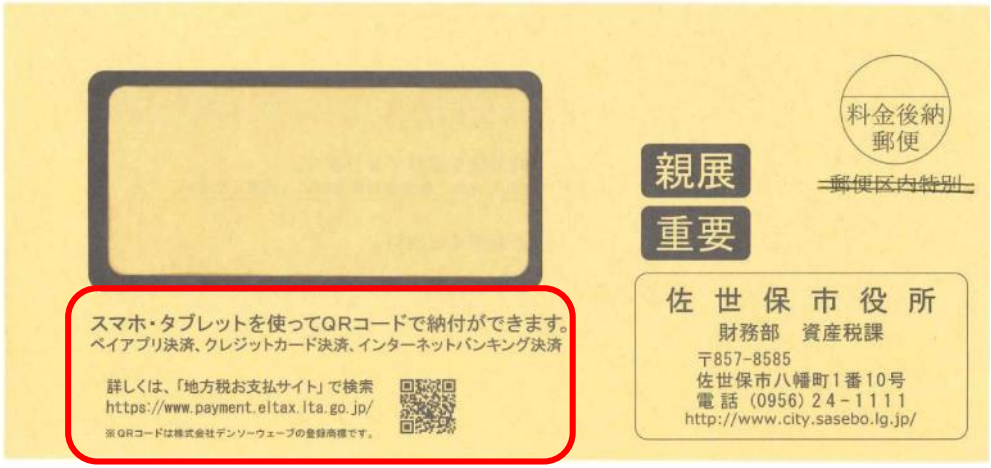


＜キャッシュレス納付啓発用チラシ（香川県）＞

# （5）金融機関における取組　～ 総論 ～

## キャッシュレス納付推進の重要な位置を占める金融機関と、日本銀行

国税・地方税の納付は金融機関窓口で行われる場合が多いことから、金融機関による取組みも重要です。日本銀行は、国税等の国庫金出納事務を行う「政府の銀行」として、国税庁等の関係官庁や民間金融機関と協力しながら、キャッシュレス納付を推進しています。

▽ 国庫金納付の流れと関係者における取組み

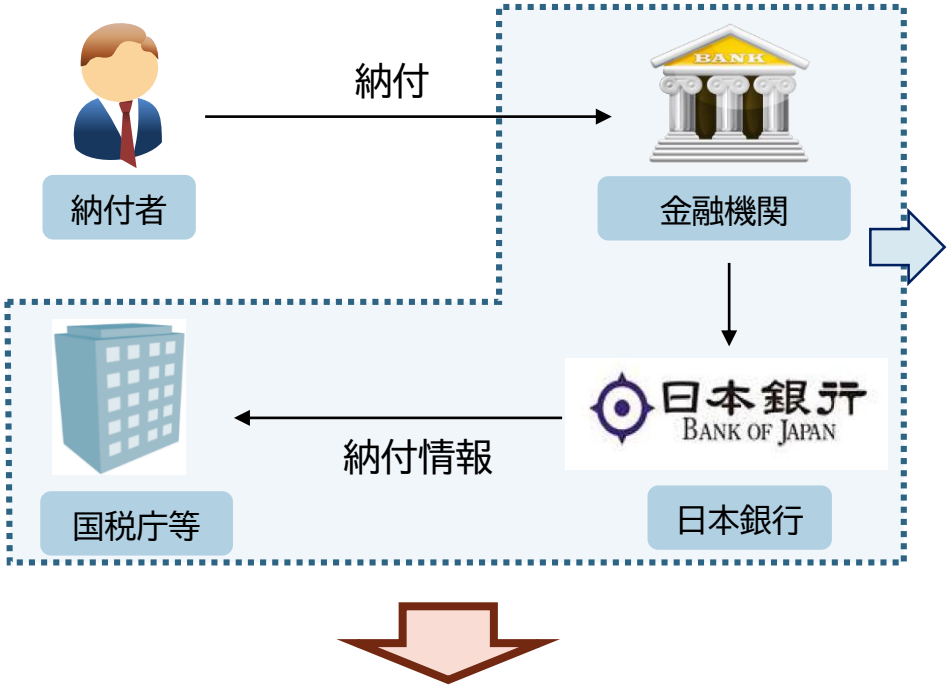


**キャッシュレス納付の推進に向けて、関係官庁、金融機関、日本銀行が協力して、協議体等の設置、意見交換、認知度向上に向けた施策などに取組み**

▽ 金融機関の取組みの重要性

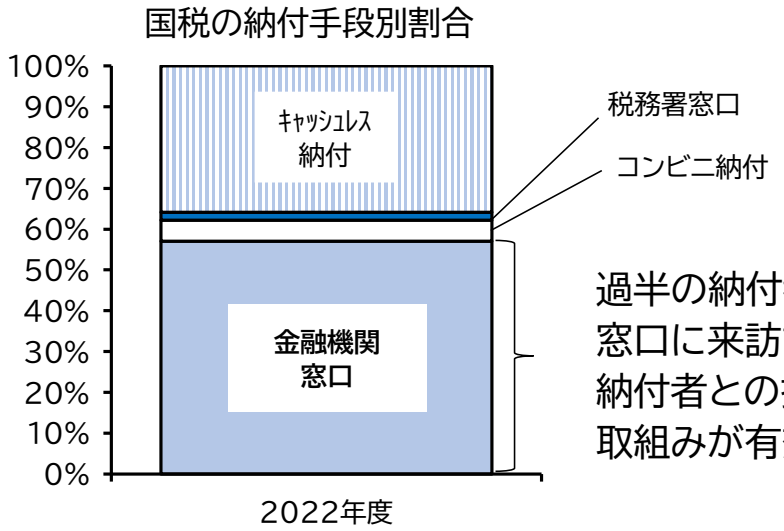


過半の納付者が金融機関窓口に来訪するため、納付者との接点を活かした取組みが有効

▽日本銀行の位置づけ・取組み

・国庫金出納事務を行う「政府の銀行」であり、契約に基づき民間金融機関に国庫金出納事務を委嘱。
・ キャッシュレス納付推進に向けた関係者間の意見交換や、納付者・金融機関職員・税理士会向け研修サポート等を通じて、関係官庁・金融機関等をつなぐハブ的な役割として機能。

# （5）金融機関における取組　～ 総論 ～

## 金融機関での幅広いキャッシュレス納付推進の取組

金融機関では、納付者に窓口での呼びかけを多く行っているほか、渉外活動時に企業の経理・給与担当者等へ呼びかけを行うなど、幅広くキャッシュレス納付の推進を実施しています。また、6割強の金融機関において、国税と地方税を併せた取り組みを行っています。

▽金融機関における取組（2023年度・一部抜粋）

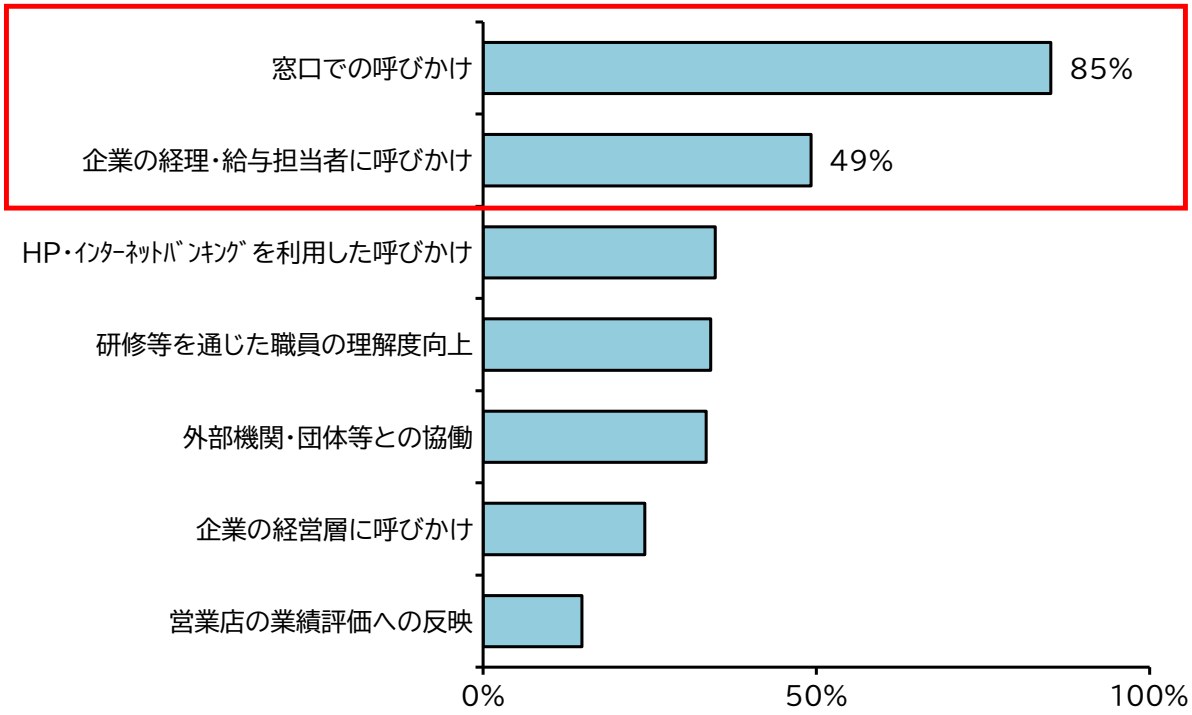


（注）446金融機関のうち、各取組みを実施した金融機関の割合

▽国税・地方税を併せた推進の実施有無（2023年度）

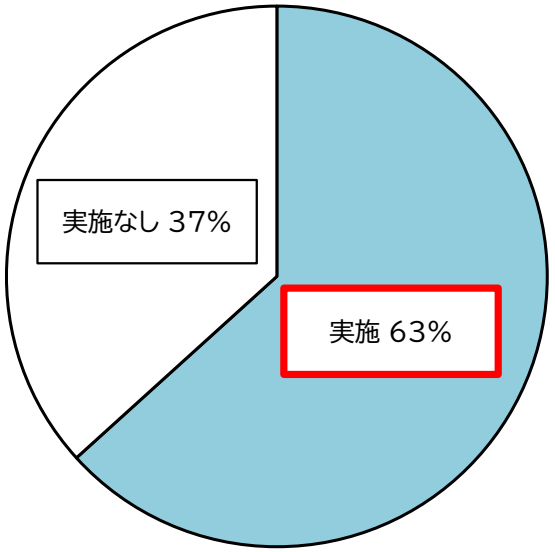


※日本銀行ホームページ「2023年度・国庫金のキャッシュレス納付推進に関するアンケート結果のご報告」

# （5）金融機関における取組　～ 総論 ～

## 2024年度も、金融機関における取組みは強力に

2024年度も、キャッシュレス納付推進の取組を一層強化する動きがみられます。具体的には、研修等を通じた職員の理解度向上などに加え、取組みの更なる深化を図るべく、企業の経営層への呼びかけや外部機関・団体等との協働を計画する先も増加しています。

▽2024年度における取組方針

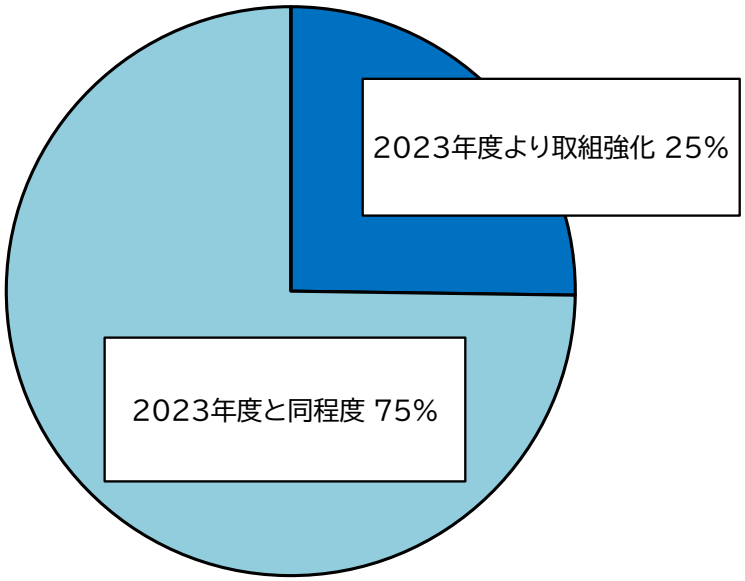


▽2024年度計画（2023年度と比較して強化するもの・一部抜粋）

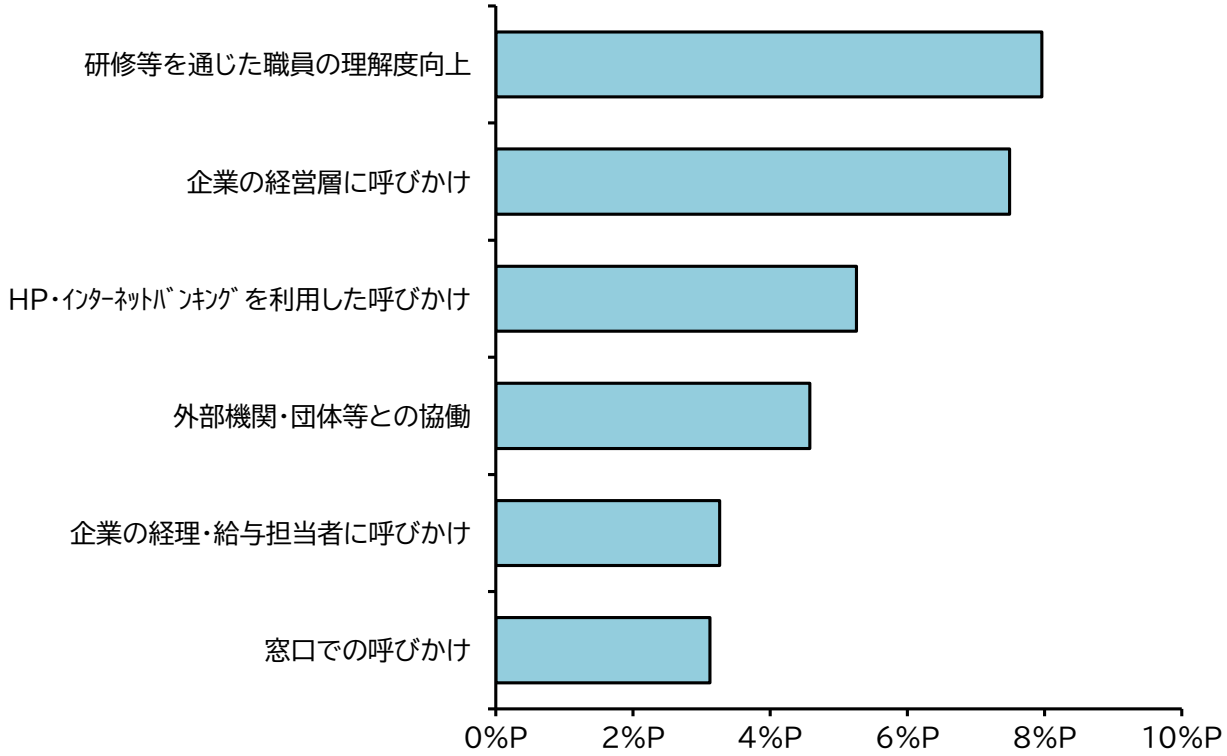


※日本銀行ホームページ「2023年度・国庫金のキャッシュレス納付推進に関するアンケート結果のご報告」

# （5）金融機関における取組　～ 総論 ～

## 金融機関の経営層、本部、営業店における取組み例

金融機関では、経営層、本部、営業店それぞれのレベルで取組みを展開しています。経営層がキャッシュレス納付推進を経営戦略の一環と位置付け、関連団体とも連携して、本部体制や枠組み等を整備したり、営業店職員による自発的・継続的な勧奨活動を実施する例がみられています。

**経営層**

| | |
|---|---|
| **経営戦略上の位置付け** | ペーパーレス化によるお客様企業の事務効率化のサポートを通じた、地域全体でのDX化による社会的コスト低減の実現を指向。窓口納付書の削減割合など、KPI（定量的な数値目標）を設定している先も。 |
| **関連団体との連携** | 地域の税務当局や他行、経済団体と協力してキャッシュレス推進宣言を発出。協議会を立ち上げて推進を加速。 |

**本部**

| | |
|---|---|
| **専担組織の設置** | 専担組織を設置し、同組織が企業に出向いてe-TaxやeLTAXの設定・操作方法を指導するほか、各営業店の担当者のスキル習得を支援。 |
| **営業店業績評価へ反映** | キャッシュレスの推進を営業店の業績評価項目に追加。 |
| **セミナーの開催** | お客様向けの電子納税に関する研修会やWebセミナー等を開催し、お客様の理解深耕を実施。 |
| **アプリの開発** | 自社のアプリを税公金納付に対応できるよう構築。 |
| **インセンティブ付与** | キャッシュレス納付利用時に賞金が当たるなどのキャンペーンを実施。 |

**営業店**

| | |
|---|---|
| **自発的・継続的アプローチ** | 営業店の窓口・渉外担当者が、顧客企業の経営層や経理担当者等に対して、自発的かつ継続的にe-TaxやeLTAXの設定・操作方法を肌理細やかに案内（アフターフォローも実施）。 |

# 税務署・東京都主税局と連携、専門組織を活用した電子納付推進の実施！

みずほ銀行は、お客さまの利便性向上・業務効率化をご支援するため、税公金電子化を推進する専門組織を立ち上げ、ご案内スキルの組織知化を図るとともに、税務署や東京都主税局との連携を強化し法人のお客さまへのご支援、プロモーション強化に積極的に取り組んでいます。

【みずほ銀行のキャッシュレス納付への具体的な取組み】

| 専門組織の主な取り組み | 税務署との連携強化 | 東京都主税局との連携強化 |
|---|---|---|
| ・『提案資料』『提案話法』『好事例集』など、ご案内資料や案内マニュアルの作成、ロープレ主体の実践研修等により、税公金電子化推進のための組織知化を図っています<br>・24年3月より、国税庁動画を店舗内モニター、ATMコーナーで配信開始し、プロモーションを強化 | ・税務署との連携を強化し、法人のお客さまへのセミナー・個別相談会の開催に取り組んでいます。<br>・また、税務署職員によるみずほ銀行行員への勉強会を開催し、案内スキルの向上に取り組んでいます | ・みずほ銀行銀座支店において東京都主税局と連携したキャッシュレス納税推進イベントを開催いたしました（23年5月）<br>・法人のお客さまへの個別相談会とともにみずほ銀行行員向け勉強会（参加者約290名）を実施しました。 |
| 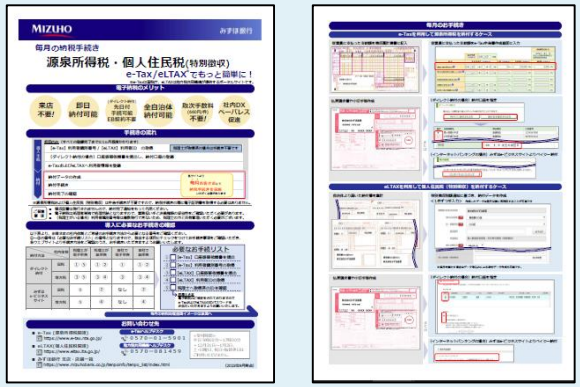 <br>お客さま向け提案資料（例） | <br>相談会（イメージ） | <br>弊社行員向け勉強会 |

# 東京国税局・東京都主税局と協働！電子納税Webセミナーを開催！

三菱UFJ銀行は、東京国税局、東京都主税局との協働により、お客様向けの電子納税導入セミナーを開催し、いつでも・どこでもご覧いただけるようオンデマンド形式で配信中です!
キャッシュレス納付の普及・利用促進に取り組み、お客さまの業務効率化をサポートしてまいります。

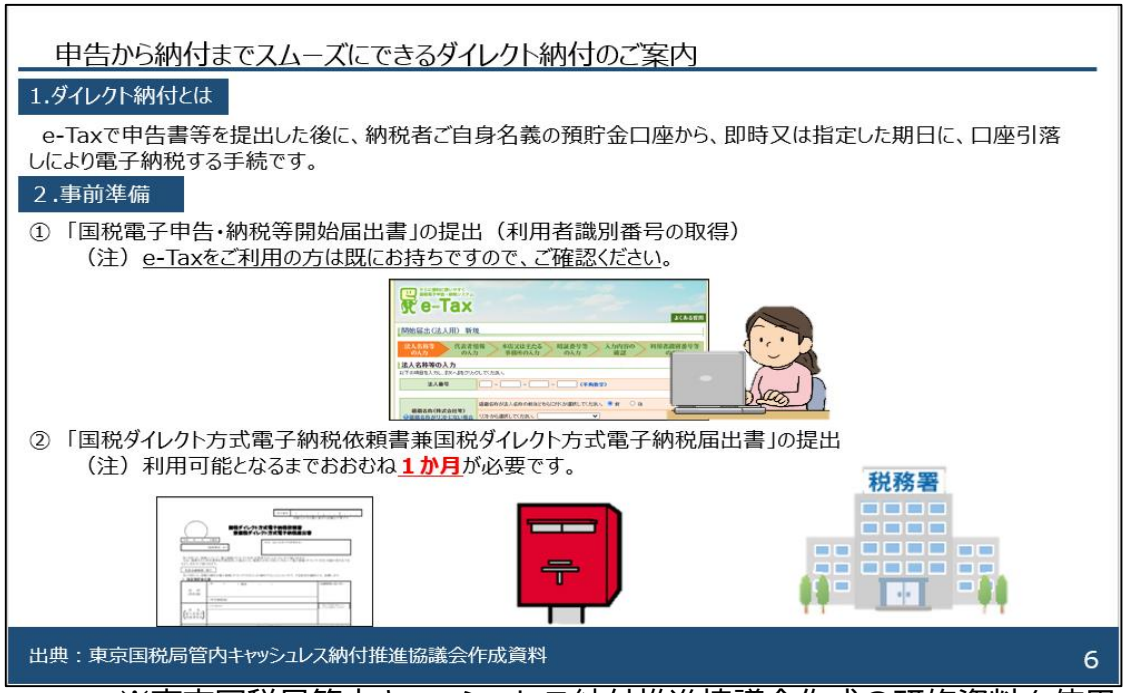


※東京国税局管内キャッシュレス納付推進協議会作成の研修資料を使用

国税（e-Tax）は東京国税局に、地方税（eLTAX）は東京都主税局に登壇いただき、キャッシュレス納付についてわかりやすく説明いただきました。

# お客さまのDX支援、店舗でのご案内を通じてキャッシュレス納付を推進！

## 【法人のお客さまへの働きかけ】

三井住友銀行は、お客さまのDX支援を推進する専門チーム（約150名）を組成し納税等の銀行手続の効率化やデジタル化推進を実施しています。

＜キャッシュレス納付に係るDX支援事例＞
大量の紙で納税していたお客さまに対して口座振替、Pay-easy収納等のDX案内に際し、根本的な課題となっていた自動車の管理業務も効率化できる「車両自社保有→リース化」も併せて提案。リース化が実現し、リース会社においてまとめてキャッシュレス納付することが実現。納税手続のデジタル化とともに、保有資産管理業務の効率化が実現。

（イメージ）

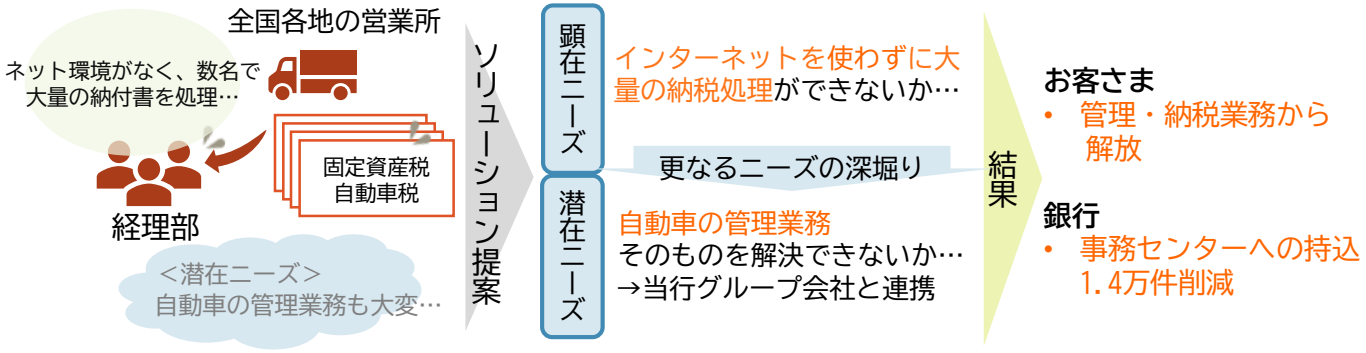


## 【 個人のお客さまへの働きかけ】

納税の為に来店された方に対して、QR納付やペイジー等をご案内しています。スマートフォンやPCでの手続きが難しい場合は店舗に設置しているキャッシュレス納付が可能な高機能ATMをご案内しています。

＜店頭チラシ＞

# キャッシュレス納付のご提案でお客さまの“こまりごと”を解決！

りそなグループは、所管税務署や自治体と連携した社内向け勉強会やお客さま向けご相談会の開催、納付チャネルの拡大等を通じて、お客さまの納付に関する“こまりごと”に幅広く対応しています。

【税務署・自治体との連携】

## 大阪東税務署/りそな銀行・関西みらい銀行 キャッシュレス納付相談会（2023年5-6月）

ロビーでお声掛けしブースへご案内

PCを利用した納付体験

## 埼玉県/浦和税務署/埼玉りそな銀行 キャッシュレス納付イベント（2023年5月）

大野埼玉県知事と社長の福岡がキャッシュレス納付を体験

【りそなグループアプリ・タブレットでのキャッシュレス納付推進】

## 大手行初！銀行アプリへのeL-QR支払い機能を実装（2024年1月）、日ごろのお取引とあわせてスムーズな納付を実現

店頭のタブレットにも同機能を実装（2024年2月）

りそなグループアプリ

納付書支払い（eL-QR）による支払イメージ

ご利用明細のダウンロードも可能に

# キャッシュレス納付推進による、お客さまの利便性向上に取り組みます！

## 「ゆうちょ通帳アプリ」によるキャッシュレス納付を推進！！

1,000万口座　登録突破！
（2024年2月末現在）

便利な機能をご利用いただくための
キャンペーン実施中！！
【実施期間：2024年4月～6月】

### 「ゆうちょ通帳アプリ」で納付可能な納付書

① ペイジー・地方税（ゆうちょ様式）

② 地方税統一QRコード付き

## ゆうちょATM、ゆうちょダイレクト等の「選べる」キャッシュレス納付の推進も継続！！

- ペイジー
- 国税 ダイレクト納付
- 地方税 ダイレクト納付
- 口座振替（自動払込み）

# 業界初！山梨県下一斉「納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト」！

山梨中央銀行は、2022年4月、山梨県・県内全27市町村・県内に本・支店を置く全金融機関ならびに経済機関等との協働による「山梨県下一斉『納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト』」を立ち上げ、**「納付書レス・キャッシュレス納付」の普及・利用促進に取り組んでいます。**
地方銀行が中心となり、**関係者が一丸となったキャッシュレス納付推進への取り組み**は、**業界初**の試みです。

以降、2022年9月に山梨県内の全ての税務署、2023年12月には東京地方税理士会山梨県支部が参画し、**「オール山梨」の機運が醸成**されています。
税務署・市町村職員と連携した事業者への訪問による導入サポートは、きめ細かい対応が好評を得ており**利用促進に貢献**しています。

| 2023年度活動内容 | |
|---|---|
| | ● 税務署等指導員との帯同訪問強化<br>● 地公体・金融機関職員向け導入サポート研修の開催<br>● 共通パンフレットを使用した庁舎・金融機関窓口・渉外活動における納税者への利用提案・普及拡大<br>● 各種広告媒体・ＳＮＳを利用した利用促進啓蒙<br>● 公的団体（税務署・法人会・税理士会等）との連携によるセミナー等開催 |

【2023年の具体的な取組実績】

## 「地方公共団体職員および金融機関職員向け操作研修会」

12月26日、地方公共団体職員および金融機関職員の電子納付導入支援スキルの向上等を図ることを目的に開催。
税務署・山梨県職員が講師として登壇し、市町村職員・金融機関職員約100名が参加。
事業者への電子納付導入支援手法を習得。

【共通パンフレット】

# 税務署と共に！キャッシュレス納付「導入サポート」等の継続的な実施！

愛媛県法人会連合会、愛媛県内税務署、四国税理士会、日本銀行、愛媛県、伊予銀行を含む県内金融機関は、**「キャッシュレス納付推進協議会」を開催**しています。**キャッシュレス納付を推進するための意見交換や、関係機関の取組状況を共有する場**となっており、**「導入サポート」等の取り組みもこの協議会で推進**することになりました。

【伊予銀行のキャッシュレス納付への具体的な取り組み】

| e-Tax、eLTAXの導入サポートの実施 | 営業店や地公体でのe-Tax、eLTAX勉強会の開催 | 税務署の協力によるキャッシュレス納付のPR活動 |
|---|---|---|
| ・電子納付推進のため、税務署職員による「導入サポート」を実施。<br>・電子納付に興味を持たれたお客さまに対し、**行員と税務署職員が同行し、パソコンの具体的な操作方法等をサポートする**ことで、スムーズな導入に繋げています。電子納付に興味はあるが、パソコン操作が苦手で躊躇していた先への有効な支援となっています。<br>・2022年度は営業店を限定した試験的な取り組みでしたが、2023年度は対象を愛媛県内全店に拡大して**継続的に取り組んでいます**。 | ・お客さまに電子納付を案内するにもその内容を理解していないと案内できないという行員の意見があったことから、**税務署職員を講師に招き、営業店での勉強会を開催**。<br>・導入を検討されている**地方公共団体に対しても**、導入した場合のイメージをしやすいように、パソコンの操作方法等の**勉強会を開催**。<br> | ・**営業店にて**「キャッシュレス納付」利用推進のための**PR活動を実施**。<br>・税務署の署長や副署長自らが、パンフレットを利用しながら**窓口に来店されていたお客さまに、キャッシュレス納付の便利さなどを案内**。<br> |

# 独自キャンペーンも！三重県下一斉「キャッシュレス納付推進運動」実施！

百五銀行は、2023年4月から9月の半年間、三重県・県内全29市町および県内に本店を置く金融機関ならびに名古屋国税局・県内税務署との協働による**キャッシュレス納付推進運動**を実施しました。加えて、税金等の口座振替を新規に申込みの納税者に現金が当たる**キャッシュレス納付キャンペーンも独自に取り組みを行いました**。

本運動により、自治体や金融機関等の窓口において、税金等を現金で納付する方々に対して納付方法の切替を推進した結果、口座振替、スマホ納付、e-Tax、eLTAXについて、**対前年同期比で受付（決済）件数が増加**するなど、一定の成果も確認しています。

取組内容については、名古屋国税局主催の**「キャッシュレス納付推進協議会（※）」で事例発表**を行いました。

※日本銀行、東海4県、名古屋国税局、東海財務局、地方税共同機構、税理士会、法人会連合会、名古屋銀行、愛知銀行、十六銀行、大垣共立銀行、静岡県税公金等電子納付推進研究会、当行が出席

※スマホ納付の推進チラシ

※当行独自キャンペーンチラシ

# 電子納税先進県を目指して、「かながわ電子納税推進プロジェクト」が発足！

横浜銀行が中心となって立ち上げたこのプロジェクトは、神奈川県の金融機関と地方公共団体が抱える課題への施策を、金融機関・行政機関等・経済界・税理士団体が、**官民一体となって重点的に取り組むことで、県内全体の電子申告・電子納税の利用促進を図る**ことを目的としており、**納税者**の利便性向上・**国と地方公共団体・金融機関**の事務処理の効率化に繋る**「三方よし」のプロジェクト**です。横浜銀行は、県内の電子納税の利用率向上を実現するため、関係者を最大限、無償でサポートします。

【プロジェクトの参加団体が取り組む施策3本柱（普及啓発・官民連携・情報共有）と共同宣言】

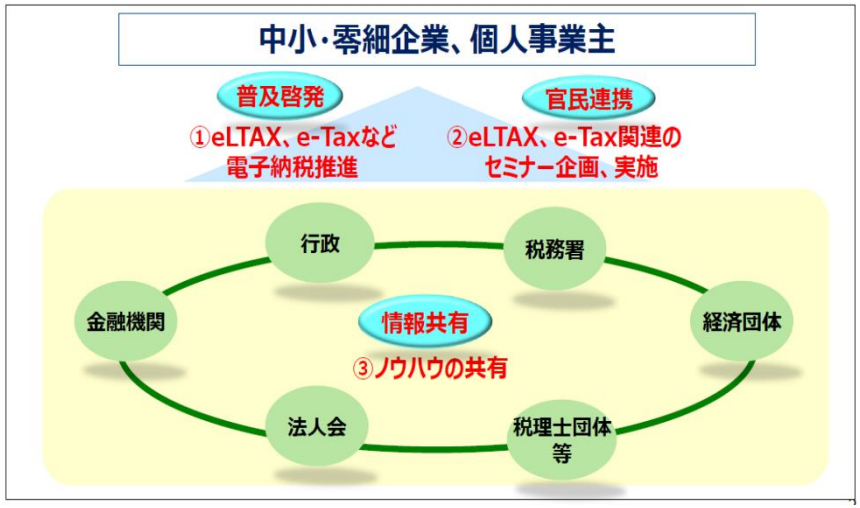

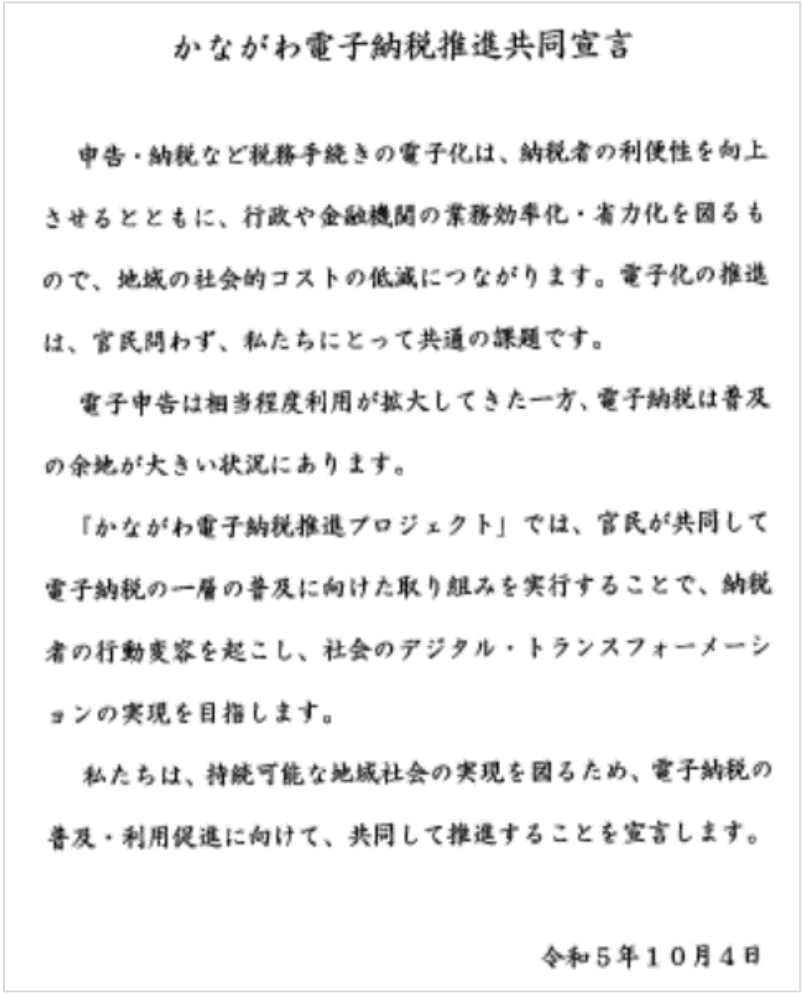

かながわ電子納税推進共同宣言

申告・納税など税務手続きの電子化は、納税者の利便性を向上させるとともに、行政や金融機関の業務効率化・省力化を図るもので、地域の社会的コストの低減につながります。電子化の推進は、官民問わず、私たちにとって共通の課題です。

電子申告は相当程度利用が拡大してきた一方、電子納税は普及の余地が大きい状況にあります。

「かながわ電子納税推進プロジェクト」では、官民が共同して電子納税の一層の普及に向けた取り組みを実行することで、納税者の行動変容を起こし、社会のデジタル・トランスフォーメーションの実現を目指します。

私たちは、持続可能な地域社会の実現を図るため、電子納税の普及・利用促進に向けて、共同して推進することを宣言します。

令和５年１０月４日

2023年12月には、神奈川県の全金融機関と県内税務署が集まり、**「金融機関情報連絡会」を開催**。実施した事業者向けセミナーのフィードバック、本プロジェクトで横浜銀行が開発した各種啓蒙ツールの他行への提供、意見交換等を行いました。

県下すべての関係者のプロジェクト参加を目指して、2023年度末時点で159もの団体が参加しています。

# 北國銀行が電子納税を通じた地域のデジタル化、生産性向上をリード！

**税務署とのキャッシュレス納付研修会（2023年11月）**

金沢税務署の職員が講師となり、オンライン研修会を開催。全営業店の行員約280名が参加し、キャッシュレス納付の意義やe-Taxを使用したダイレクト納付の方法、窓口対応などについて学習。

**他金融機関向け研修（2023年12月～）**

北國銀行が講師となって他の金融機関あてにキャッシュレス納付の利用促進のための研修を実施。顧客へのキャッシュレス納付の説明方法や実機の操作方法などを説明し、担当者のスキルの底上げを図りました。

行内勉強会の様子

## 石川県の国税のキャッシュレス納付率は全国1位！

北國銀行は、行内で、継続的に勉強会を実施することで、行員の電子納税に関する知識や実効的なスキルを向上。こうした地道な取り組みが結実。

- ✓ 全営業店の窓口担当者向け勉強会を開催
- ✓ 法人担当者向けに、**お客様のキャッシュレス納付導入サポート**の実地研修を実施
- ✓ 本部の担当者が営業店に常駐し、**お客様への説明を実演**

さらに今年度、**「いしかわ電子納税推進プロジェクト」**を立上げ！

- ✓ 県内の金融機関、行政機関、法人会、税理士団体、経済団体が参加予定
- ✓ **電子納税の普及を通じて、地域全体のデジタル化を進め、生産性向上**の実現を目指す
- ✓ **共通チラシの活用、セミナー等の開催**を通じ、電子納税に関する情報提供や導入支援を推進

# 全国の地方銀行の地元地域を越えたキャッシュレス納付推進をサポート！

全国地方銀行協会は全国62の地方銀行が加盟する団体です。**地方銀行は全国の6割以上の自治体の指定金融機関を務めており**、地方税等のキャッシュレス納付の推進は地方銀行共通の重要課題となっています。地方銀行は地元地域だけでなく、東京にも多くの支店を有しており、今般、当協会は、東京都主税局からの呼び掛けに応じ、会員銀行の協力を得て、**都内の地方銀行の支店に都税のキャッシュレス納付推進ポスターを掲示**する取り組みを行いました。

**キャッシュレス納付は、何よりも納税者の利便性向上と社会的コストの低減に寄与するもの**で、その推進・周知に向けて、当協会は、今後も地方銀行の活動を支援してまいります。

【東京都主税局からの説明の様子】

【キャッシュレス納付推進ポスター】

【来店した納税者にキャッシュレス納付をご案内】

「スマホでの納税は難しそうで、銀行窓口に来ているのですが、時間を見つけて銀行に行くのをとても手間に感じていました。スマホで簡単に、いつでも納税できることを教えてもらえて、すごく便利ですね。次はスマホ納税にします」と納税者。（七十七銀行 日本橋支店提供）